

第5次相良村総合計画

【2009～2018】

— 住民と行政とが協働する足腰の強いむらづくり —



熊本県球磨郡相良村

【相良村民憲章】

- 一、自然の恵みに感謝し、豊かな美しい村をつくります。
- 一、仕事によるこびと誇りをもち、産業の振興に努めます。
- 一、先人に学び、伝統を継承し、文化を高めます。
- 一、かけがえのないのちを大切に、健康づくりに努めます。
- 一、助け合い励ましあって、住みよい村をつくります。

目次

第1部 基本構想

○総合計画の性格

計画策定の目的	2
計画の構成と期間	3
基本理念	4～5

○現況と特性

1. 位置と地勢	6
2. 歴史と文化	7
3. 人口と世帯	8
4. 産業と経済	9

○将来の人口推計

1. 人口と世帯	10～11
2. 産業構造	12～13

○今後の土地利用について

今後のようす	14～15
--------	-------

○むらづくりの施策の体系

むらづくりの理念	16～17
I 住民と行政とが協働する足腰の強いむら	18～19
II 自然と産業が調和し、活力のある住みよいむら	20～23
III 人がやさしく、思いやりのあるむら	24～27
IV 交通網を活用し、発展するむら	28～29

第2部 第1次基本計画

○総合計画の性格

○第1章 住民とともに歩みコミュニティを重視するむらづくり

第1節 住民自治活動の支援	32
第2節 開かれた行政の推進	33～34
第3節 行財政改革の推進	35～37

○第2章 自然と共生した安全なむらづくり

第1節 自然環境の保全	39
第2節 環境にやさしいむらづくりの推進	40～41

第3節	住環境の向上	42～45
第4節	安全なむらづくり	46～50
○第3章	地域経済の安定を生みだす産業づくり	
第1節	農林業の推進	52～53
第2節	工業の振興	54
第3節	商業の振興	55
第4節	雇用・就労環境の向上	56
○第4章	安心して暮らせる地域社会づくり	
第1節	健康づくりの促進	58～59
第2節	地域福祉の展開	60
第3節	子育て支援の充実	61～62
第4節	高齢者・障がい者福祉の充実	63～65
第5節	社会保障の充実	66
○第5章	個性と創造力あふれる、心豊かな人づくり	
第1節	生涯学習の推進	68
第2節	学校教育の充実	69～70
第3節	社会教育の充実	71
第4節	地域文化の振興	72～74
第5節	生涯スポーツの振興	75
第6節	人権の尊重	76～77
○第6章	交通の利便性を活かした産業と交流のむらづくり	
第1節	地域内外交流の促進	79
第2節	集客交流の展開	80～81
○第7章	快適な生活を支える基盤づくり	
第1節	道路・交通網の整備	83～84
第2節	情報通信網の整備	85

資料編

○資料1	住民アンケート結果	87～93
○資料2	用語解説	94～97
○資料3	歴代村長・議長・副議長	98
○資料4	相良村の年表	99～102

第5次相良村総合計画

第1部 基本構想

【2009年度～2018年度】

計 画 策 定 の 目 的

この総合計画は地方自治法の規定により策定するもので平成21年度を初年度としています。

本村は、進行する少子高齢社会や時代の要請である地方分権社会に的確に対応する手段として、本地域の更なる飛躍と発展を図るべく、地域資源や歴史・文化を受け継ぎ、均衡あるむらづくりを図るため、その内容を活かした形で策定するものです。

時代の潮流である人口減少社会、環境問題の深刻化、世代間の価値観のギャップ、地域経済衰退への懸念、防災等における地域としての危機管理のあり方などの諸課題は、行政と住民の協働の手法により、その解決の糸口を見だし、相良村独自の地域政策を展開していくことが重要となります。

本計画は、以上のような本村のこれからのむらづくりを取り巻く様々な課題を政策に反映し、新しいむらづくりの指針とするために策定するものです。



計 画 の 構 成 と 期 間

1 基本構想【むらづくりのコンセプト】

基本構想は、むらづくりの基本方針と、これを実現するために取り組む施策の大綱を示すもので、他の計画の根幹をなすものです。

期間

平成21（2009）年度～30（2018）年度 10年間

2 基本計画【分野別の事業計画】

基本計画は、基本構想に掲げた施策の大綱について、その具体的な事業を体系的に定めるものです。

期間

《第1期》平成21（2009）年度～25（2013）年度 5年間

《第2期》平成26（2014）年度～30（2018）年度 5年間

3 実施計画【事業別の年次計画】

実施計画は、各事業の内容や、財源内訳について、財政計画に基づいて定める3か年計画で、ローリング方式によって毎年度見直しを行います。

期間

当該年度から3年間

基本理念

「自分たちの地域は自分たちで」

本村では自らの力でよりよい地域をつくろうと、住民によるコミュニティ活動があちこちで芽生えています。これからの時代、むらづくりの主役は住民です。自らの力で築くむらづくりに向け、行政はこうした活動を支える環境づくりなど、協働体制を築く役割を担っていきます。

そのためには、職員の意識改革や能力の向上が不可欠です。住民と行政が支えあい、理解と信頼を深め、適切な役割分担が実現すれば、これまで行政サービスを中心に実施されてきた分野を住民が積極的に担うことにより、事務事業の抜本的な見直しや、簡素で無駄のない行財政の改革が可能となります。

むらづくりは足腰の強い基礎があつてこそ実現します。その足腰の強い基礎こそ、住民による積極的な行政への参画なのです。

以上のことから本村では

住民自治を基礎に、積極的な行財政改革を進め、住民と行政とが協働する足腰の強いむらづくり

をむらづくりの基本理念とします。

むらの将来像

山々の美しい緑や川辺川などの清流、そしてそれらに育まれた住民のあたたかい心…これらは本村で育まれてきた「恵み」であり、また村の発展に活かすべき大きな資源です。これらの「恵み」を大切にしながら、地域経済の安定を生み出す活力ある産業のさらなる振興を図り、心が通いあう、誰もが暮らしやすい村を目指すためにも

「自然と産業が調和し、みんなで創る心豊かなむら」

を本村の将来像とします。

むらづくりの目標

基本理念を実現するため、次のような7つの目標を設定します。

- 住民とともに歩み、コミュニティを重視するむらづくり
- 自然と共生した安全なむらづくり
- 地域経済の安定を生み出す産業づくり
- 安心して暮らせる地域社会づくり
- 個性と創造力あふれる、心豊かな人づくり
- 交通の利便性を活かした産業と交流のむらづくり
- 快適な生活を支える基盤づくり

1 位置と地勢

本村は熊本県の南部に位置し、村の総面積は94.54k㎡で地目別にみると、農地8.39k㎡(8.88%)、宅地1.57k㎡(1.66%)、山林・原野71.02k㎡(75.12%)、その他10.47k㎡(11.07%)となっており山林の占める割合が高くなっています。

気象状況は、平均気温は14.9℃と全般的には温暖でおだやかな気候ですが、冬季には最低気温が氷点下になる日もみられます。また年間で平均約2,300mm前後の降水量があります。



2 歴史と文化

本村には、古の先人が残してくれた多くの文化遺産があり、これらの遺産から多くのものを学ぶことができます。

しかし、人口の減少、集落機能の弱体化等が進むことにより、文化遺産、郷土芸能そして地域に残る伝統文化の継承が、少しずつ失われていきます。

特に郷土芸能は、地域集落ごとに引き継がれてきたため、集落内の若者の減少とともに廃れていく状況にあり、後世に引き継ぐ何らかの手立てが必要です。

今後、文化遺産の保護活動に努めるとともに、住民の文化的価値観の共通認識を高めることが重要であることから、後継者の確保・地域集落を超えて伝承する方策など、文化遺産の保護・保存に努めます。

また、新しい文化の発揚を促すため、多様な活用の機会・場所を提供することにより、文化の振興に努めます。



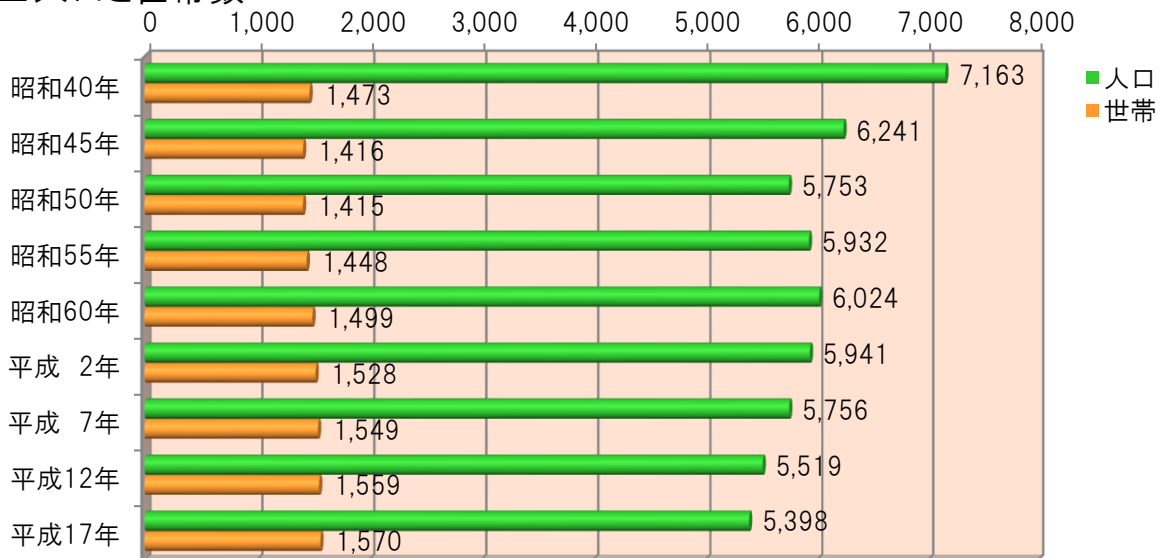
3 人口と世帯

本村の人口は、平成17年国勢調査では5,398人で、昭和40年以降減少傾向にあります。

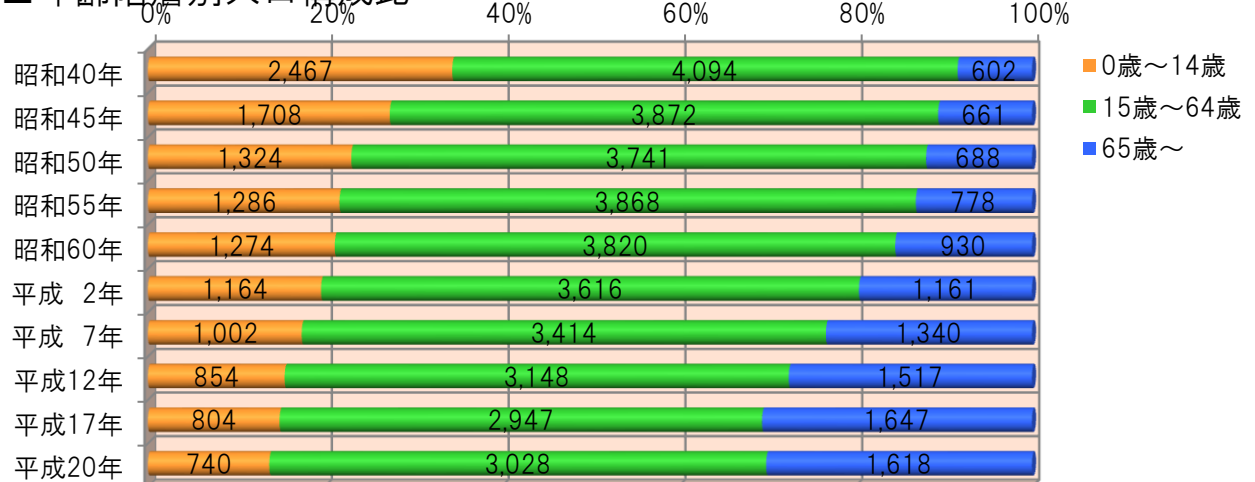
世帯数は、平成17年が1,570世帯で、昭和40年の1,473世帯に比べ40年間で約6.6%の伸びを示しています。

また、年齢階層別人口構成比は、昭和40年以降、年少人口（0～14歳）比率が減少する一方で、老年人口（65歳以上）比率は、増加傾向にあり、平成7年には老年人口の比率が年少人口の比率を上回り、以降この傾向が続き少子高齢化の傾向が示されています。

■人口と世帯数



■年齢階層別人口構成比

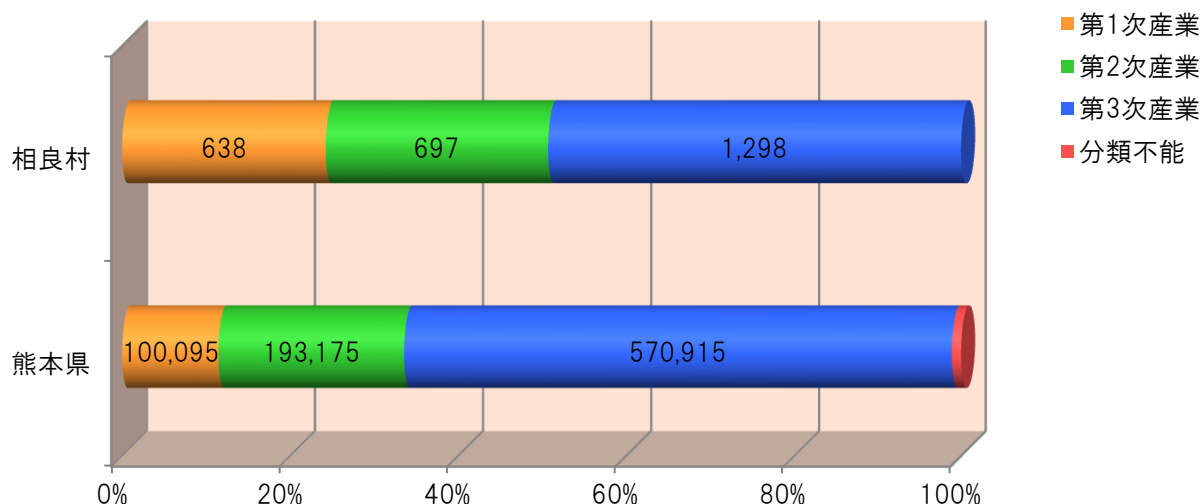


4 産業と経済

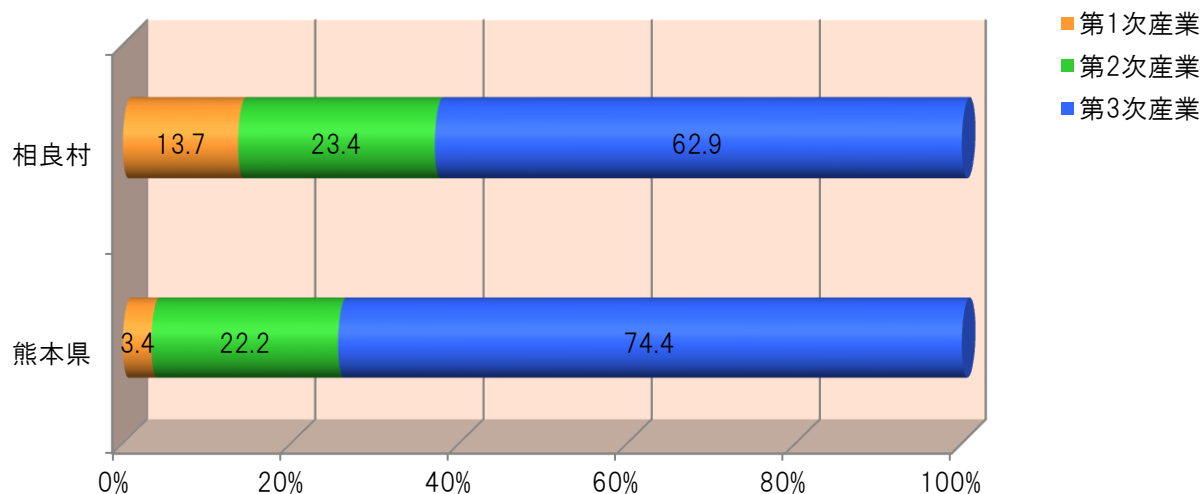
平成17年の国勢調査による本村の就業者数は2,633人、また平成17年の総生産額は熊本県統計年鑑によると136億9,300万円となっています。

熊本県全体と比較すると、農林業を主とする第1次産業への就業者数の占める割合が若干多いことがわかります。

■ 相良村と熊本県の産業別就業者数の構成比(平成17年度)



■ 相良村と熊本県の産業別生産額の構成比(平成17年度)



1 人口と世帯

本村の人口は、平成17年国勢調査では5,398人となっています。人口動態については昭和40年以降減少傾向でしたが、昭和60年をピークとして一時的な人口増加はあったものの、今後は再び減少するものにと予測されます。

世帯数は、昭和40年から昭和60年頃まで約1,400世帯台と大きな変化はありませんでしたが、平成2年以降は、継続的な世帯分離により、平均世帯人員の減少が顕著になっています。この結果、平成17年の世帯数は1,570世帯となり、1世帯あたりの平均世帯人員は3.44人となっています。今後もこうした傾向は続くものと考えられ、世帯は減少しないと見込まれます。これらを踏まえて、平成30年の世帯数を1,717世帯と設定します。また、年齢階層別人口構成比については、年少人口と生産年齢人口の比率が減少する一方で、老年人口が増加する傾向がうかがえ、平成30年における各階層の比率は、年少人口約12%、生産年齢人口約51%、老齢人口約37%と、今後は少子高齢化の傾向がさらに顕著になることが予測されます。

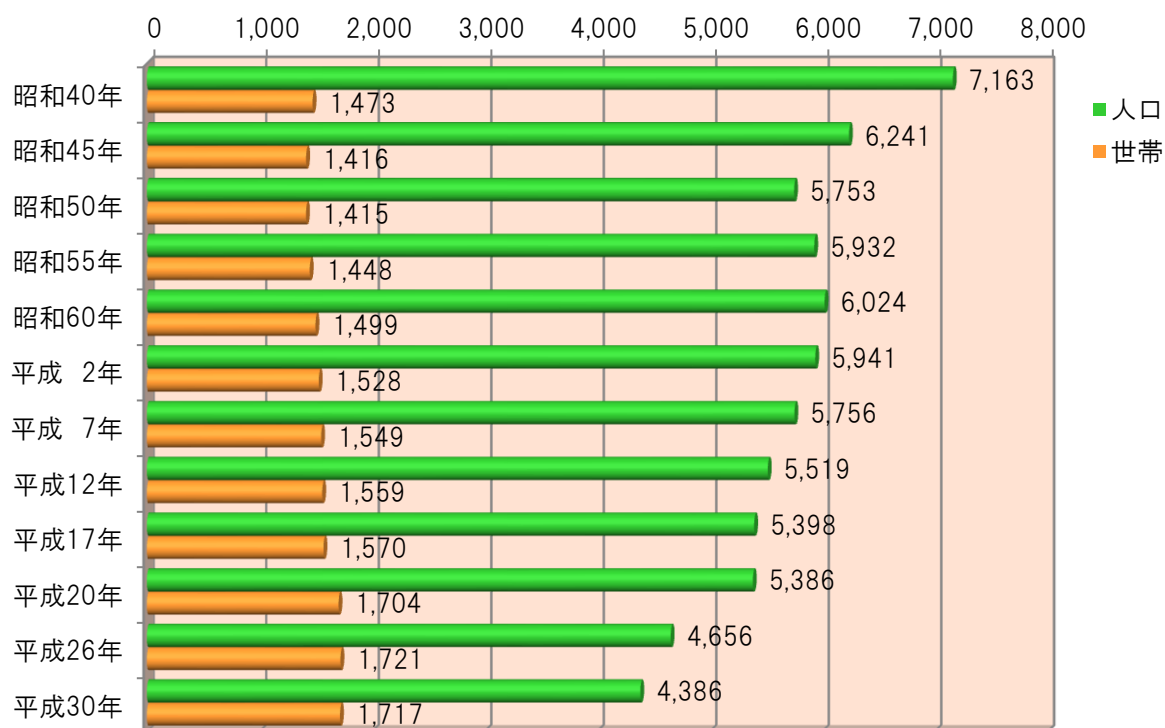
■人口と世帯の推移と推計

	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口	世帯	平均世帯人員
昭和40年	7,163	2,467	4,094	602	1,473	4.86
昭和45年	6,241	1,708	3,872	661	1,416	4.41
昭和50年	5,753	1,324	3,741	688	1,415	4.07
昭和55年	5,932	1,286	3,868	778	1,448	4.1
昭和60年	6,024	1,274	3,820	930	1,499	4.02
平成2年	5,941	1,164	3,616	1,161	1,528	3.89
平成7年	5,756	1,002	3,414	1,340	1,549	3.72
平成12年	5,519	854	3,148	1,517	1,559	3.54
平成17年	5,398	804	2,947	1,647	1,570	3.44
平成20年	5,386	740	3,028	1,618	1,704	3.16
平成26年	4,656	555	2,477	1,624	1,721	2.71
平成30年	4,386	515	2,221	1,650	1,717	2.55

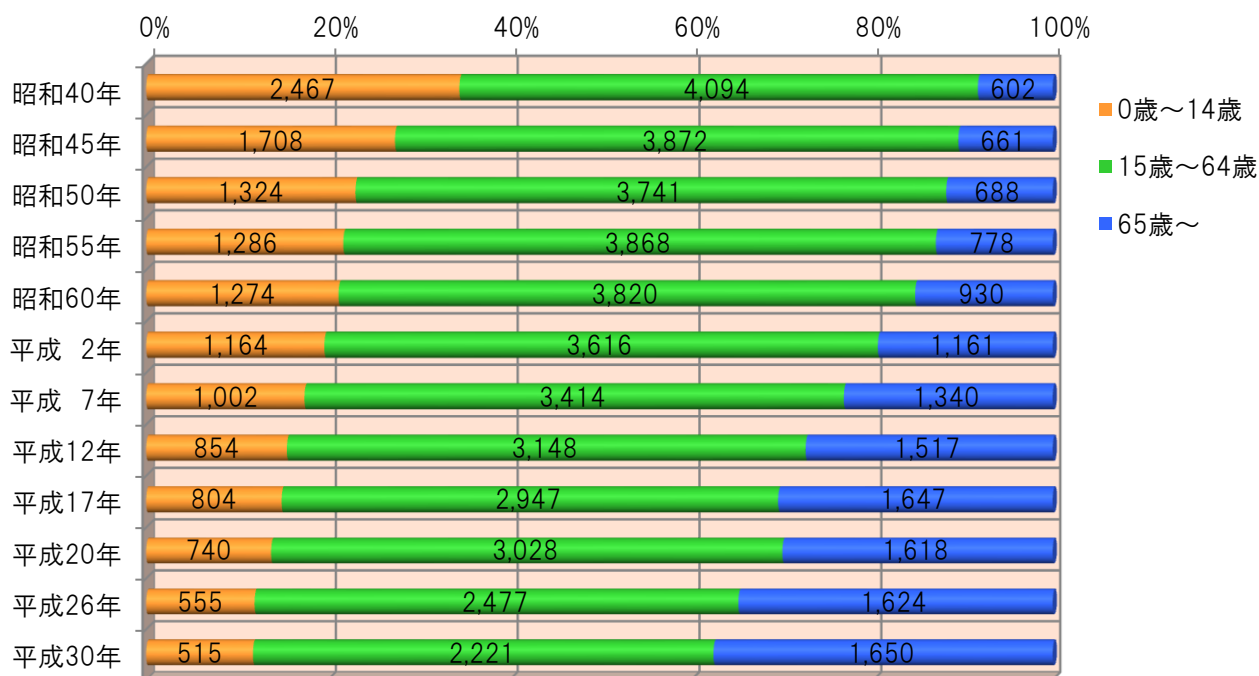
注：昭和40年～平成17年は国勢調査、平成20年は住民基本台帳(1月1日現在)。

：人口及び世帯の推計は、参考値[平成17年までは国勢調査。平成26年及び平成30年は人口問題研究所による平成27年及び平成32年の推計値を按分して求めたもの]

■人口と世帯の推移



■年齢階層別人口構成比の推移



2 産業構造

本村の就業者数の推移をみると、昭和40年代から減少を示しますが、昭和50年から昭和60年まではほぼ3,000人台と、安定した数字を示していました。しかし、平成2年の就業者数は2,951人と減少傾向に転じ、平成17年には少子高齢化等の影響から、2,633人に減少しています。

産業別に見ると、農林業などの第1次産業の就業者数は年々減少を続け、平成17年には、就業者総数に占める割合も24.2%に低下しました。また、製造業など第2次産業の就業者数の比率も26.5%に減少しています。その一方で、商業、サービス業などの第3次産業の就業者数は増加が続き、49.3%を占めるに至っています。今後も、就業構造はさらに変化していくものと予想されます。

こうしたことを踏まえ、平成30年には、第3次産業の就業者数が、平成17年のほぼ1.15倍に当たる1,491人(63.2%)程度に達するものと予測されます。

第1次産業に関しては、今後も減少傾向が続き、376人(15.9%)程度まで落ち込むものと思われる。

■ 産業別就業者数の推移と推計

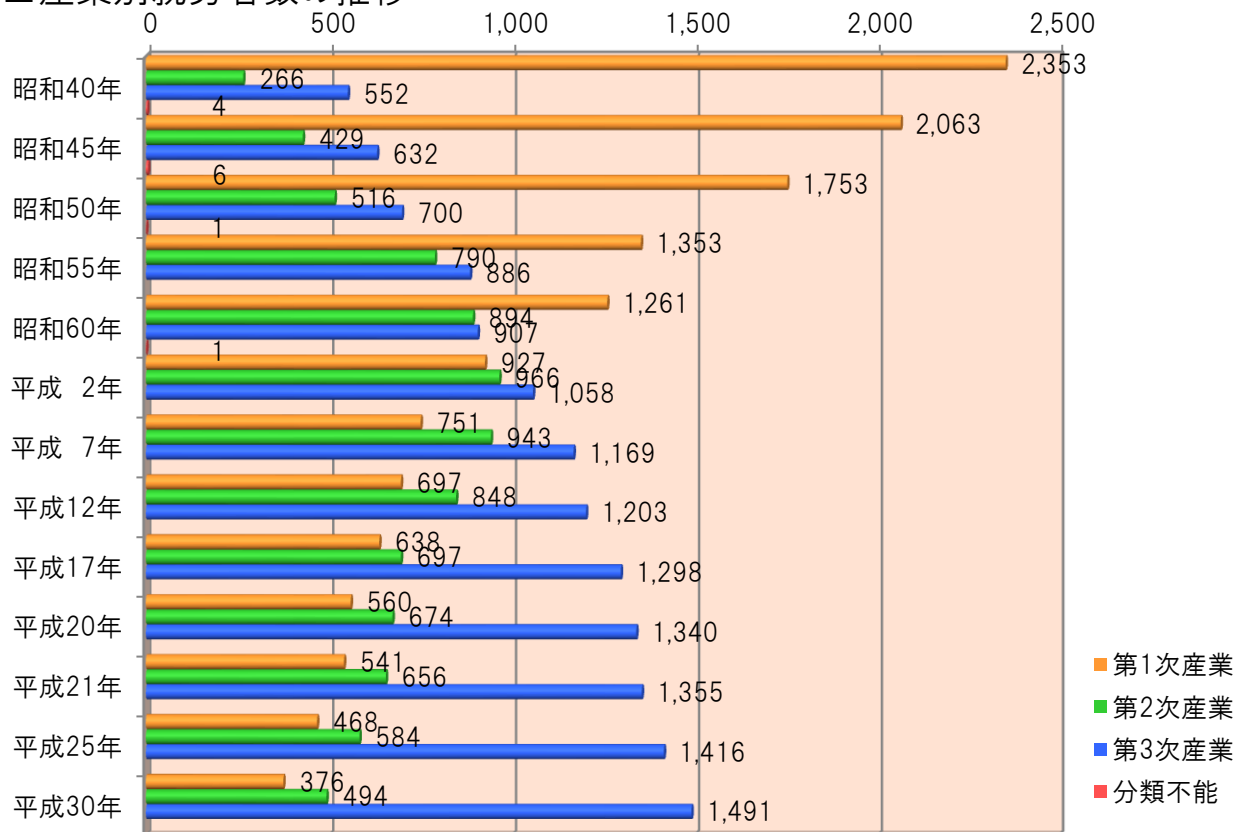
	第1次産業 就業者	第2次産業 就業者	第3次産業 就業者	就業者人口 計	人口	就業率
昭和40年	2,353	266	552	3,171	7,163	44.27%
昭和45年	2,063	429	632	3,124	6,214	50.27%
昭和50年	1,753	516	700	2,969	5,753	51.61%
昭和55年	1,353	790	886	3,029	5,932	51.06%
昭和60年	1,261	894	907	3,062	6,024	50.83%
平成2年	927	966	1,058	2,951	5,941	49.67%
平成7年	751	943	1,169	2,863	5,756	49.74%
平成12年	697	848	1,203	2,748	5,519	49.79%
平成17年	638	697	1,298	2,633	5,398	48.78%
平成20年	560	674	1,340	2,574	5,386	47.79%
平成25年	468	584	1,416	2,468	4,656	53.01%
平成30年	376	494	1,491	2,361	4,386	53.83%

注：昭和40年～平成17年は国勢調査。

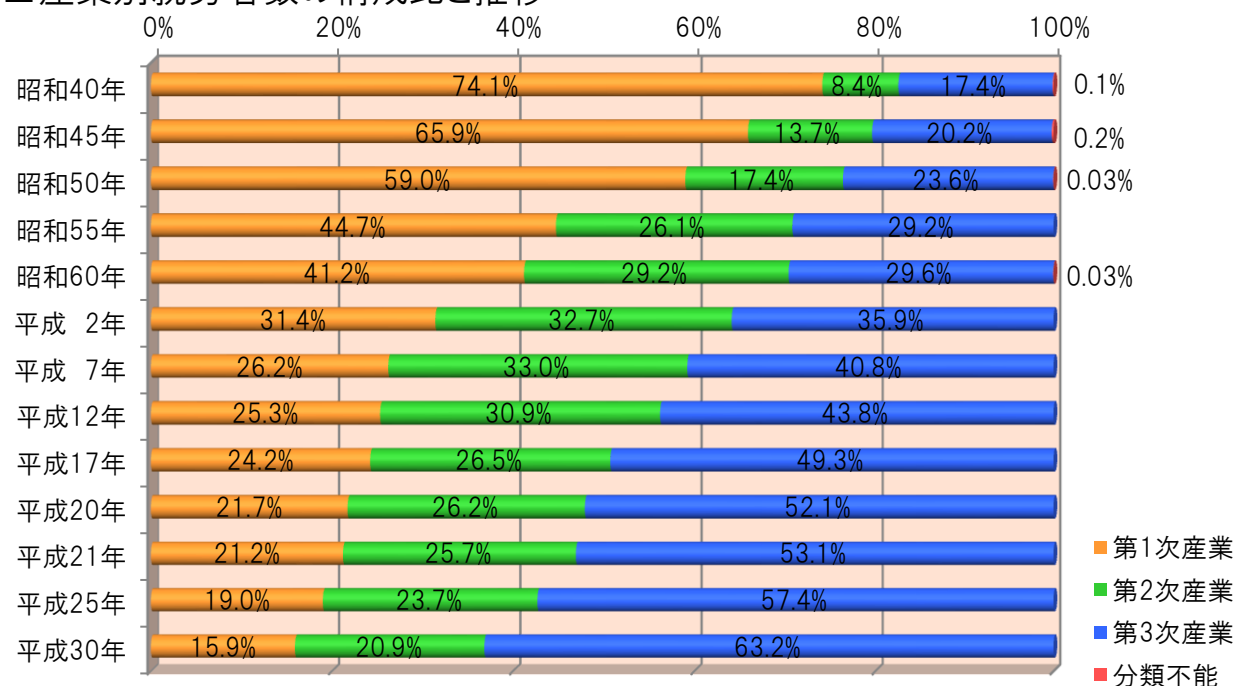
：平成20、25、30年の各産業就業者の推計は、昭和40年（または昭和50年）から平成17年の実績をトレンド法（直線、対数、累乗、指数）により算出し、基本的に相関係数の高いものを採用した（第1次産業就業者と第2次産業就業者は累乗と指数の平均値、第3次産業就業者は線形と対数の平均値を採用）。

：就業率のトレンド推計は、年度ごとの変動が大きいため相関係数は総じて低いが、就業率は52～56%程度と推測される。

■ 産業別就労者数の推移



■ 産業別就労者数の構成比と推移



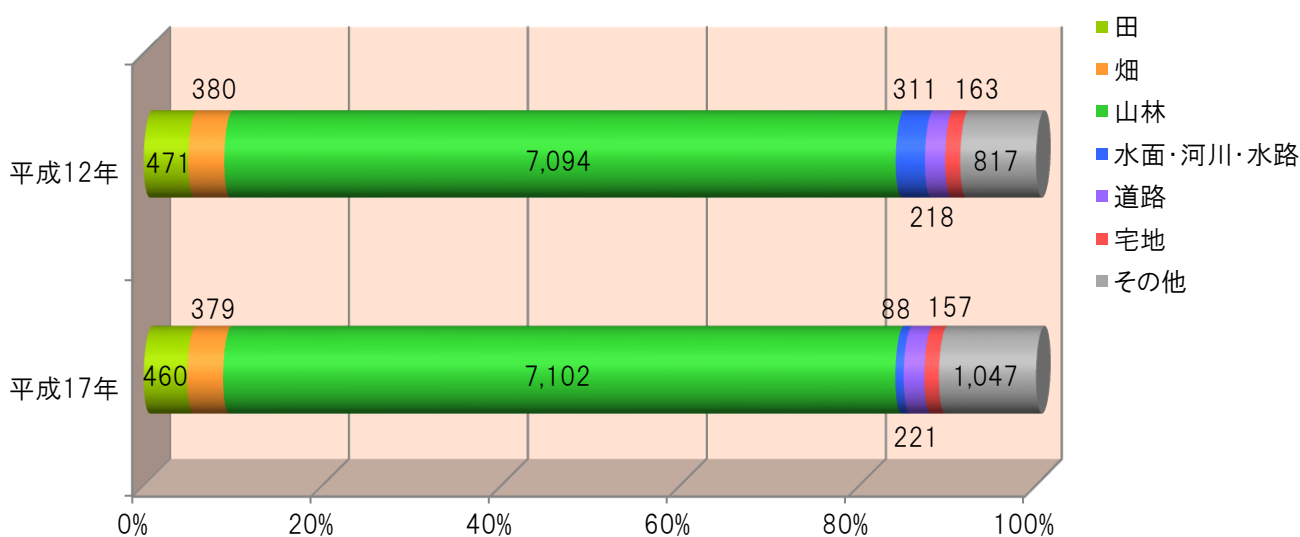
今後のようす

土地利用の動向

本村の総面積は94.54k㎡で、その内の75.12%を山林が占め、以下、田4.87%、畑4.01%、宅地1.66%などとなっています。

■土地利用面積の構成比と推移(熊本県統計年間:平成20年発行より)

地目	平成12年 面積 (ha)	平成17年 面積 (ha)	平成17年 構成比 (%)	増減 (ha)
田	471	460	4.87	△11
畑	380	379	4.01	△1
山林・原野	7,094	7,102	75.12	8
水面・河川・水路	311	88	0.93	△223
道路	218	221	2.34	3
宅地	163	157	1.66	△6
その他	817	1,047	11.07	230
合計	9,454	9,454	100.00	0



求められる計画的な土地利用

土地は、人々の生活や生産の舞台となる貴重な資源であり、その有効な活用を図っていくことは、むらづくりを進める上で最も基礎的な作業です。企業誘致等の土地利用の促進を図りつつ、農林業との健全な調和を考慮し、健康で文化的な生活および機能的な活動を確保することが求められています。

自然環境の保全

自然環境に恵まれた地域については、その保全に努めます。また、開発の必要な箇所においては、周辺的环境に十分配慮して、自然環境の保全と開発の調和を図ります。



村の
将来像

むらづくりの理念

住民自治を基礎に、積極的な行財政改革を進め、住民と行政とが協働する足腰の強いむらづくり

I 住民と行政とが協働する足腰の強いむら

- 住民とともに歩み、コミュニティを重視するむらづくり

II 自然と産業が調和し、活力のある住みよいむら

- 自然と共生した安全なむらづくり
- 地域経済の安定を生みだす産業づくり

III 人がやさしく、思いやりのあるむら

- 安心して暮らせる地域社会づくり
- 個性と創造力あふれる、心豊かな人づくり

IV 交通網を活用し、発展するむら

- 交通の利便性を活かした産業と交流のむらづくり
- 快適な生活を支える基盤づくり

「自然と産業が調和し、みんなで作る心豊かなむら」

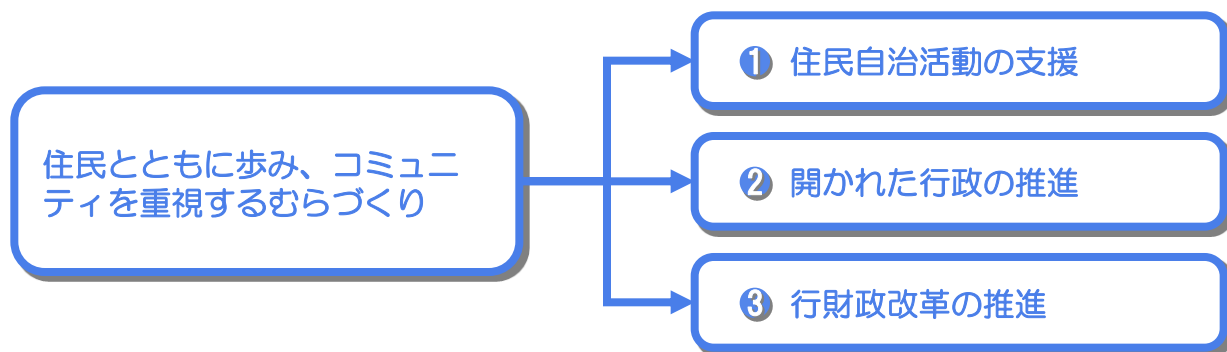
目標		主要施策	
1	住民とともに歩み、コミュニティを重視するむらづくり	1	住民自治活動の支援
		2	開かれた行政の推進
		3	行財政改革の推進
2	自然と共生した安全なむらづくり	1	自然環境の保全
		2	環境保全の推進
		3	住環境の向上
		4	安全なむらづくり
3	地域経済の安定を生み出す産業づくり	1	農林水産業の振興
		2	工業の振興
		3	商業の振興
		4	雇用・就労環境の向上
4	安心して暮らせる地域社会づくり	1	健康づくりの促進
		2	地域福祉の展開
		3	子育て支援の充実
		4	高齢者や支援を必要とする人への福祉の充実
		5	社会保障の充実
5	個性と創造力あふれる、心豊かな人づくり	1	生涯学習の推進
		2	学校教育の充実
		3	社会教育の充実
		4	地域文化の振興
		5	生涯スポーツの振興
		6	人権尊重のむらづくり
6	交通の利便性を活かした産業と交流のむらづくり	1	地域内外交流の促進
		2	集客交流の展開
7	快適な生活を支える基盤づくり	1	道路・交通網の整備
		2	情報通信網の整備

Ⅱ 住民と行政とが協働する足腰の強いむら

● 住民とともに歩み、コミュニティを重視するむらづくり

住民、自治会などの地域組織等、企業、行政などの連携・協働によるむらづくりを推進します。中でも、自らの力でより良い地域をつくるコミュニティ活動を重視し、その充実に努めます。

効率的な行政機構への再編成、事務事業の合理化をはじめとする行財政改革を推進します。



主要施策

① 住民自治活動の支援

「自分たちの地域は自分たちで」という意識を高めるとともに、他の地域との交流を促し、積極的に自治活動にかかわる若手リーダーの育成を図ります。また、良好なコミュニティの形成のため、地域社会の基礎的な単位である自治会のあり方について、住民との対話を深めるとともに、自治会とその他の地域団体等がそれぞれ自立して、あるいは連携して行う様々な活動の推進に向けた支援を行います。

② 開かれた行政の推進

「むらづくりの主役は住民である。」ということをも住民と行政がともに認識し、住民のむらづくりへの参加・参画・協働をより一層進めます。

また、行政の持つ情報を、住民に分かりやすく積極的に提供します。一方で、住民の声に耳を傾け、その意見をむらづくりに反映していきます。

③ 行財政改革の推進

行政改革集中プランおよび実施計画に基づき、より効果的かつ計画的な質の高い住民サービスを提供するため、職員の意識改革と能力開発などの向上を図ります。

また、村民の様々な分野の要望等に迅速に応えられる組織づくりに努めます。

厳しい財政状況の中で、受益者負担の適正化のもと、村の税収入の確保を始め、公有財産の有効活用、売却等を計画し、財源確保に努め、更なる事務や事業の整理合理化、経費削減、費用対効果を勘案し、健全な財政運営に努めます。



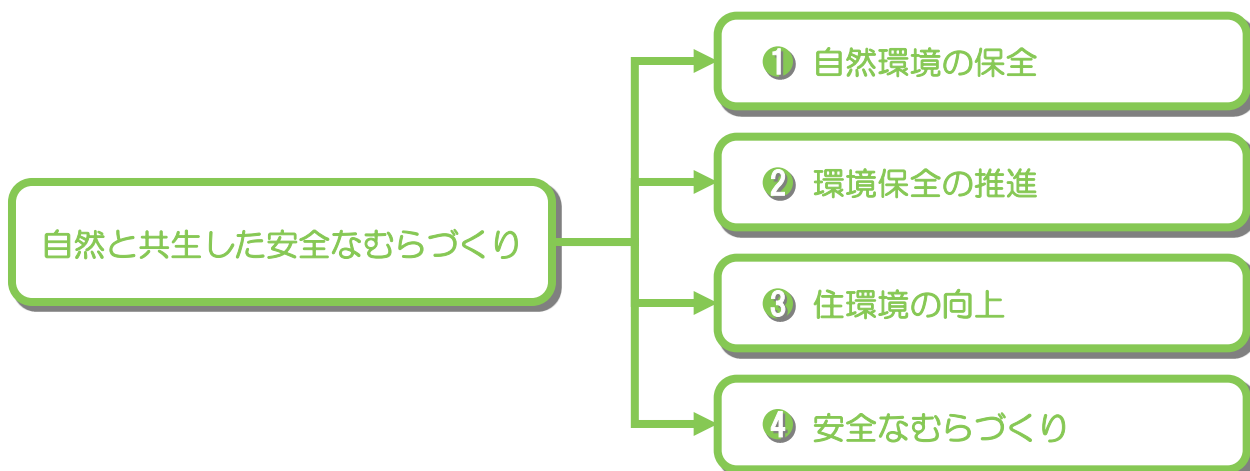
II 自然と産業が調和し、活力のある住みよいむら

● 自然と共生した安全なむらづくり

美しい自然環境を守り、未来に継承するとともに、新エネルギーの導入や地球温暖化の防止に取り組み、地球環境にやさしい資源循環型の地域社会を目指します。

住環境のさらなる向上を図り、快適に生活できる村を目指します。

災害に強いむらづくりに向けて、住民の防災意識を高めるとともに、治山治水や震災対策を進めます。また、地域ぐるみで交通安全や防犯の対策を進めます。



主要施策

① 自然環境の保全

美しい自然環境を守るため、住民の自然保護意識を高め、森林や農地、河川などを守りつつ、自然と親しむ活動の活発化を促します。また、大気・水質などの環境調査を定期的に行うとともに、立地企業などとの公害防止協定の締結など、クリーンな産業の展開に努めます。

② 環境保全の推進

各集落で取り組まれている環境美化や景観づくりといった、美しいむらづくり活動の育成・支援をはじめ、従来の太陽光エネルギーを含む新エネルギーの普及など、環境や地球温暖化に配慮した取り組みを進めます。

また、ごみの分別やリサイクル、生ごみの堆肥化、減量化に努め、資源循環型社会の構築を目指します。そして、ごみの不法投棄や空き缶などのポイ捨ての撲滅に向けて、住民・企業・行政が一体となって環境美化活動に取り組んでいきます。また、河川の浄化に向けて、生活排水に対する住民の意識を高めるとともに、下水道整備や戸別設置型浄化槽の推進に努めます。

③ 住環境の向上

住宅・宅地の確保として、だれもが住みたいむら、住みつづけられるむらづくりに向けて、環境や立地の良さを活かしながら、定住を図るための住環境づくりを目指します。

また、既存する公園・緑地を憩いの場として、維持管理に努めます。

上水道については、水源および水道施設のネットワーク化を図り、安全でおいしい水の供給確保に努めます。

下水道については、農業集落排水、戸別設置型浄化槽の普及に努め、効率的な下水処理を進めます。

④ 安全なむらづくり

災害に強い村づくりとして、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、情報伝達体制の充実や自主防災組織の育成、防災施設の整備など総合的な防災対策の取り組みを進めます。また、自然災害を防ぐため、河川改良、治山治水、急傾斜地崩壊対策などを国や県と連携して進めます。

消防・救急体制の充実として、住民の生命や財産を守り、安全で安心して暮らせるむらづくりを実現するため、消防団組織の活性化を図るとともに、消防力の一層の強化を目指し、人吉下球磨消防組合と共に消防・救急体制の充実を図ります。

交通安全・防犯体制の確立として、交通事故の発生を未然に防止するため、交通安全教育の充実やマナーの向上を図るとともに、道路交通環境の整備充実に努めるなど総合的な交通安全対策の取り組みを進めます。また防犯についても、地域の連帯意識を深め、地域ぐるみで犯罪や非行を防ぐ体制づくりを進めます。

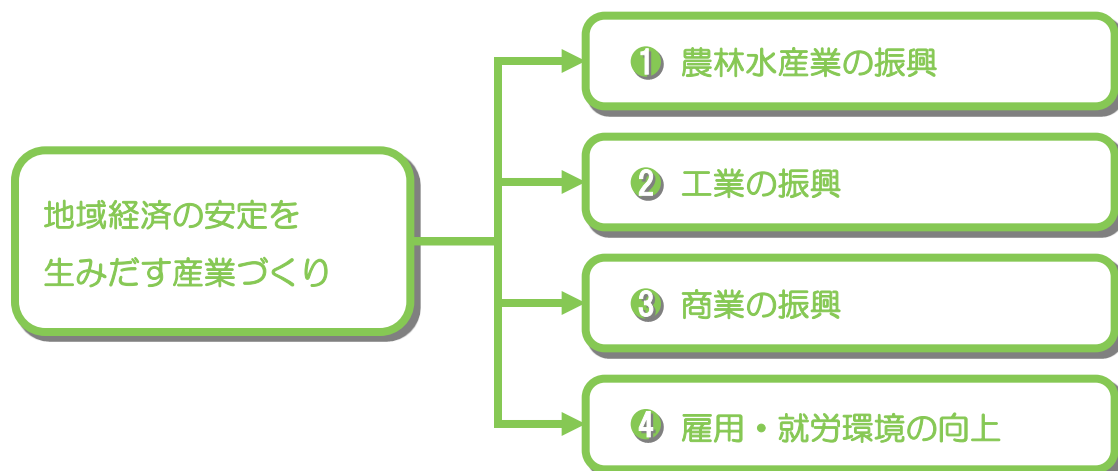
生活安全体制の確立として、住民が消費に関わるトラブルに巻き込まれることのない明るい地域社会の実現に向け、関係機関と連携を図りながら、消費に関する情報の提供に努めます。



● 地域経済の安定を生みだす産業づくり

立地条件や環境の良さを活かして、知識・情報産業の集積を促進するなど、商工業の振興による地域経済の安定を図ります。

地産地消の推進をはじめ消費者とのつながりを生み出す新しい農林水産業を展開するとともに、大胆な経営改革を促すなど、基盤産業としての農林業を振興します。



主要施策

① 農林水産業の振興

農業基盤の整備や農地の利用集積、農家の組織化を進めるとともに、農業を担う人材の育成を進め、循環型社会に根ざした環境保全型農業を推進します。また水源涵養や国土保全など、森林の持つ公益的機能が発揮できるよう、林道や作業道の整備を進め、森林組合などによる森林の適切な管理を進めます。

② 工業の振興

人吉・球磨地方が一体となり、環境にやさしく付加価値の高い優良企業の積極的な誘致を進めます。

③ 商業の振興

商業の核づくりとして、広域的な商業の核の形成を目指し、にぎわいと魅力ある商業の振興を進めます。

また、地元商店の振興のために、商工会と連携し、経営相談や経営指導を通じて地元商店の育成に努めます。

④ 雇用・就労環境の向上

すべての勤労者や求職者が、自らの能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう企業誘致に努めます。また、地域の雇用サービス機関と連携し、雇用を促進するとともに、就労機会の拡大や労働環境の整備に取り組みます。



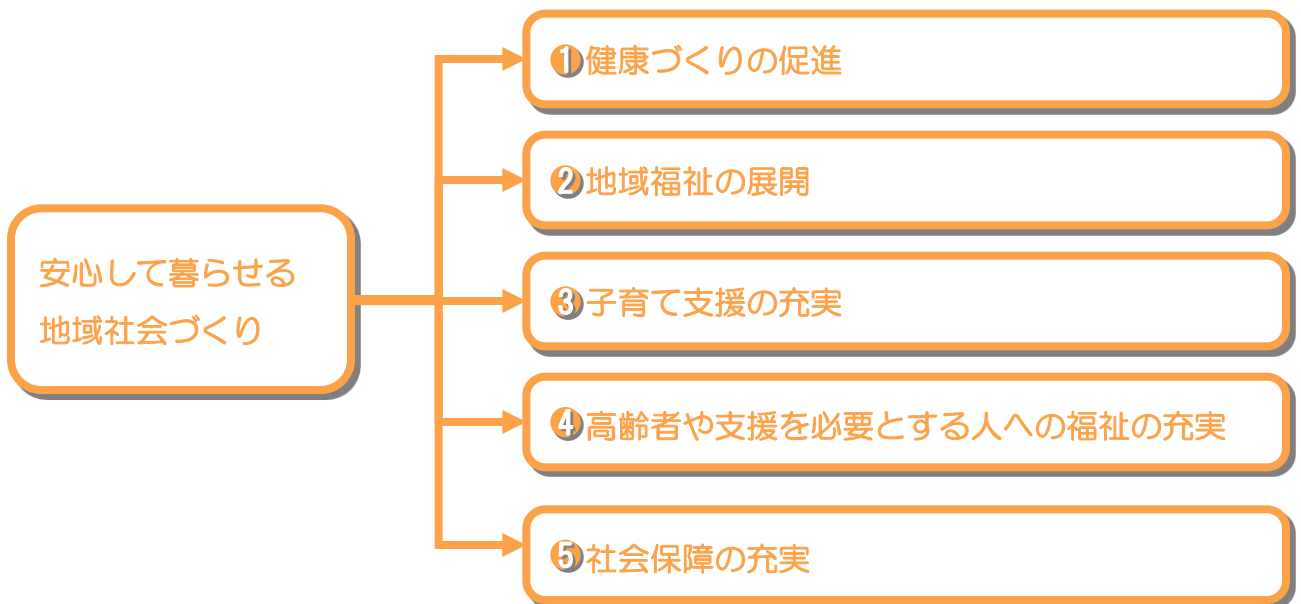
Ⅲ 人がやさしく、思いやりのあるむら

● 安心して暮らせる地域社会づくり

地域ぐるみの支えあい、助けあい活動を重点に置き、子どもから高齢者まで、だれもが健康で、安心して暮らすことのできる福祉コミュニティづくりを進めます。

安心して子どもを育てることができる環境整備を進めるとともに、子どもの心を育てる地域づくりを展開します。

高齢者や支援を必要とする人の社会参加と自立を促すとともに、介護や支援が必要となったときのサービスを充実させます。



主要施策

① 健康づくりの促進

自分の健康は自分で守るという健康意識の高揚を図るとともに、健康相談・健康教育をはじめ、健康診査、がん検診など、年代ごとの一貫した保健事業を行います。また、感染症の対策や、心の健康づくりに対する保健事業を充実させます。

また、保健・医療の充実も目指し、住民が健康で安心して生活が送れるように、医療機関の誘致や診療科目の充実を図るとともに、かかりつけ医の普及や情報通信技術を活用した在宅医療・看護の充実を図ります。また、広域的な対応による高次医療機関との連携を強化します。

② 地域福祉の展開

誰もが快適に安心して暮らせる地域社会を築くために、住民の福祉意識の向上に努めるとともに、ボランティアの育成・確保を図り、社会福祉協議会を中心とした地域福祉のネットワークづくりに努めます。また、地域活動を通じ、世代間の相互理解を深め、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、支えあい、助けあえる福祉コミュニティづくりを進めます。

③ 子育て支援の充実

子育て支援サービスの充実として、安心して子どもを産み育てられるむらづくりに向けて、子育て支援体制の充実を図るとともに、家庭、地域、学校、企業、行政が一体となった取り組みを進め、あたたかい目で子どもを見守る地域づくりを目指します。また小学校低学年児童を対象にした放課後児童対策として、住民主体の運営による放課後児童クラブの充実を目指します。

また、保育サービスの充実のため、低年齢児保育や延長保育などの多様化する保育ニーズに対応した、多機能な保育園を支援します。

④ 高齢者や支援を必要とする人への福祉の充実

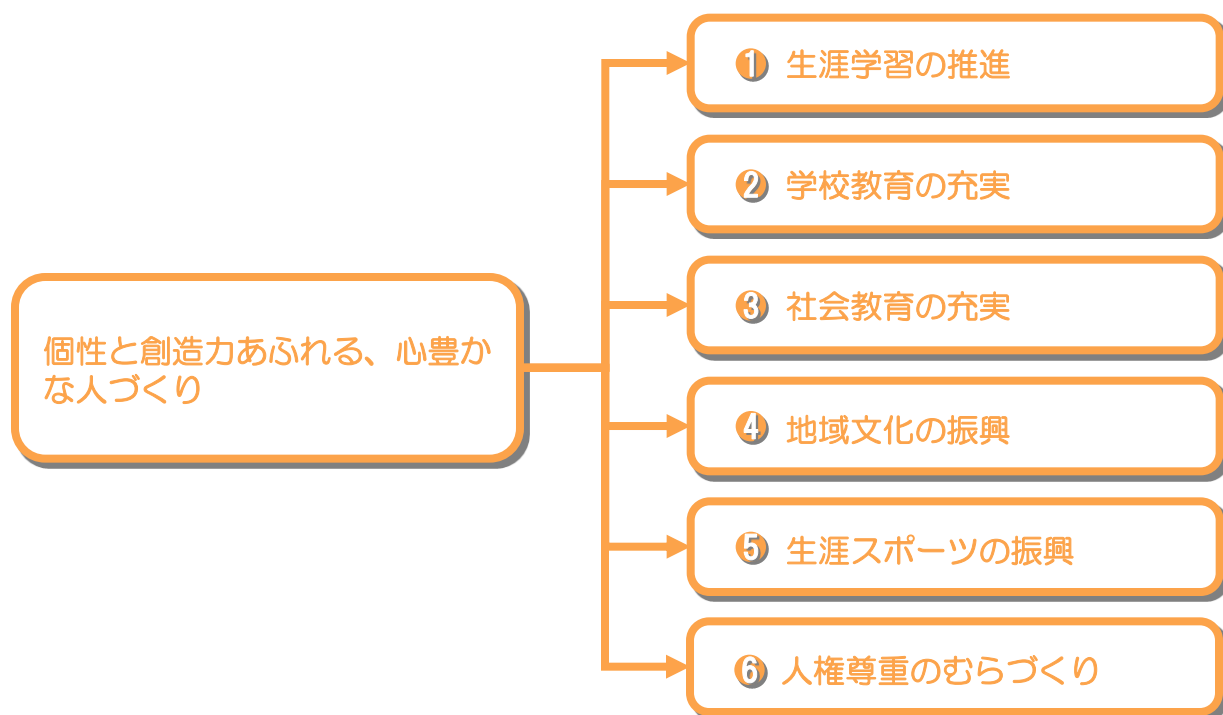
高齢者や障がい者が安心して快適に暮らしていけるよう各種の施策を展開します。公民館などを利用して、高齢者が気軽に集まることができる場を設けるなど、健康を保つための体操や教室を実施していきます。また、社会参加や自立を促すため、シルバー人材センターや授産施設などの充実を図り、働く機会や学習・趣味の場を提供していきます。そして、高齢者・障がい者や、その家族への相談体制など支援機能を充実させます。

⑤ 社会保障の充実

障がい者、乳幼児、一人親家族に対する医療費助成や各種手当、および低所得者世帯への生活保護などの制度の維持・充実を図るために、関係機関との連携に努めます。また、すべての人が安心して生活が送れるように、国民健康保険、後期高齢者医療などの事業運営の安定化に努めるとともに、国民年金についても関係機関と連携を図ります。

● 個性と創造力あふれる、心豊かな人づくり

学校・家庭・地域社会が一体となった連携によって、自然や郷土を愛し、歴史や文化、伝統を受け継ぐ心豊かな人づくりを進めるとともに、社会の発展に応じた生涯学習体制の整備と、地域に根差した学校教育や社会教育の推進に努めます。



主要施策

① 生涯学習の推進

住民一人ひとりが、生涯にわたって主体的に学習活動を行い、自己実現を図りながら充実した人生を送るとともに、その学習成果が適切に評価され、むらづくりに生かせるよう、総合的な学習環境・条件の整備を図り、生涯学習社会の形成を進めます。このため、生涯学習推進体制の整備のもと、相良村公民館をはじめとする社会教育施設の整備・充実、指導者・ボランティア等の人材登録・活用体制の整備、情報化施策とも連動した学習情報提供体制の整備等を図り、生涯学習の基盤整備を進めるとともに、住民ニーズや地域特性に即した特色ある学習プログラムの整備を進め、学習機会の充実に努めます。

② 学校教育の充実

子どもたちが自ら学び、考え、行動できる能力の向上を図るとともに、いきいきと学校生活ができるよう、教育環境の整備・充実を図り、心豊かでたくましい児童・生徒を育成します。

情報化や国際化等、社会の変化に柔軟に対応できる教育を進めます。さらに、地域住民、保護者と連携を図りながら、地域に開かれた学校づくりに努めます。

③ 社会教育の充実

生涯学習の視点に立って、家庭教育や青少年健全育成の充実、社会教育関係団体の活性化など、共に学び、共に活動することを通して、自己実現や地域の連帯感を高め、魅力ある社会教育の推進に努めます。

地域や学校における教育活動の支援体制の充実と人材の育成・確保に努めるとともに、公民館、生涯学習センターなどの社会教育施設の整備・充実に努めます。

④ 地域文化の振興

住民の自主的な文化活動を支援するとともに、相良村総合体育館等の施設を活用し、学習成果の発表や多様な芸術文化に触れる機会の充実に努めます。

また、住民共通の財産として、地域に残る伝統文化や史跡・文化財の計画的な保存・活用を進め、後世に継承するために、担い手となる人材育成や保存活動への支援を行います。

⑤ 生涯スポーツの振興

「相良村スポーツ振興計画」に基づき、住民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりの基盤として生活の中に定着させることができるよう、既存スポーツ施設の整備充実及び管理運営体制の充実に努めます。

また、各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の育成・確保、スポーツ教室・大会の充実、スポーツ情報の収集・提供など、スポーツの日常化に向けた活動の場と機会の充実に努めます。

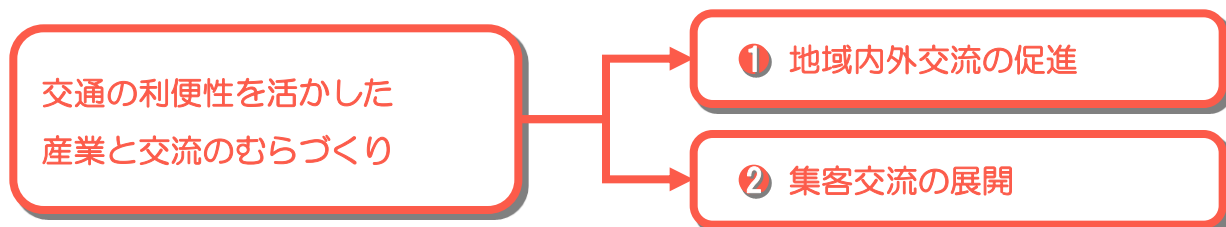
⑥ 人権尊重のむらづくり

女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人等への差別・偏見など、あらゆる人権問題に対する住民一人ひとりの理解を一層深め、すべての人々がお互いの人権を尊重し支え合いながら生きる共生社会を築いていくため、「人吉球磨人権教育・啓発基本計画」に基づき、学校や職場、地域社会などあらゆる場を通じて人権教育や啓発活動を推進し、人権尊重のむらづくりを進めます。

IV 交通網を活用し、発展するむら

● 交通の利便性を活かした産業と交流のむらづくり

各種交通網を活かし、村内の資源や新たな交流要素を取り入れ、人が行き交うむらづくりを進めます。



主要施策

① 地域内外交流の促進

交流イベント、文化事業を通して、住民一人ひとりが自分たちの地域を誇りに思うことで住民による地域づくりにつなげていきます。一方で、来訪者の心を大切に、茶湯里や観光資源及び特産品のPRにより交流の促進に努めます。

② 集客交流の展開

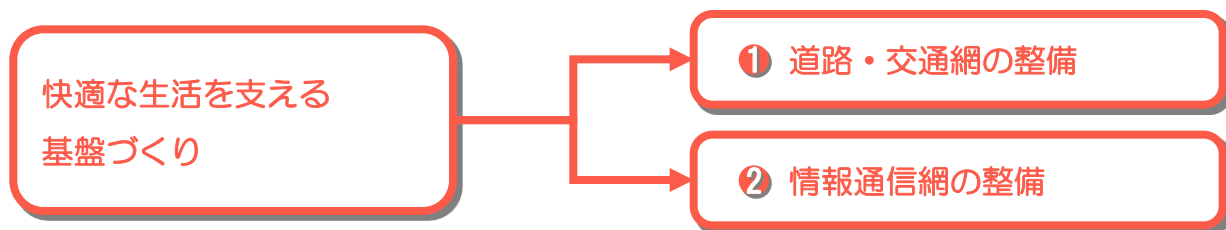
交流活動の促進では、恵まれた地域資源を活用し、これまで取り組んできた地域間交流を継続・発展していきます。

住民のもてなしの心を醸成し、交流活動に携わるボランティアを育成します。また、村内に散在する魅力ある地域資源のネットワーク化を図ることで、広域的な観光振興を進めます。

● 快適な生活を支える基盤づくり

高速交通網の整備にあわせて、村内をつなぐ体系的な道路網の整備を推進するとともに、公共交通の充実を図ります。

情報通信網の整備・活用による、高度情報化に対応したむらづくりを進めます。



主要施策

① 道路・交通網の整備

道路は住民の生活と密接にかかわり、産業の発展をもたらす重要なものです。長期的な視野のもとで、計画的な道路網の整備を進めます。村道に関しては、幹線道路の整備を中心に進め、拡幅などにより安全性や利便性の確保を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。

また、国道445号の早期改良、川辺川への新たな架橋について整備促進に努めます。

路線バスおよび鉄道の利便性の向上を働きかけ、路線の利用を促進します。

② 集客交流の展開

情報通信網の整備を図り、庁内および公共施設間のネットワーク化を進めます。また、情報通信網の双方向性などを活用した、保健・医療、福祉、教育・文化、防災などの分野における地域情報化や住民とのネットワーク形成について検討し、行政サービスの向上を図ります。そして、情報化の進展に対応できるよう啓発と普及を行うとともに、人材の育成に努めます。

第5次相良村総合計画

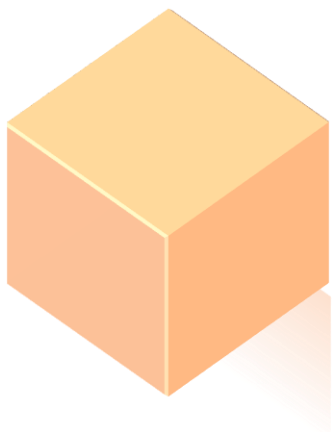
第2部 第1期基本計画

【2009年度～2013年度】

基本計画

第1章 住民とともに歩みコミュニティを重視するむらづくり

- 第1節 住民自治活動の支援
- 第2節 開かれた行政の推進
- 第3節 行財政改革の推進



住民自治活動の支援

現状と課題

- 本村では、地域福祉、自主防災、景観づくりなど住民自治の重要な部分については、自治会の組織が担っています。
- これからの時代、住民が主役となり、地域が主体となった分権型のむらづくりを実現していくためにも「自分たちの地域は自分たちの力で」という意識を高める活動に対しての積極的な支援が必要です。
- ボランティアグループやNPOといったグループのさらなる育成も、これからのむらづくりにおける課題です。行政との協働を図り、行政が担ってきたサービスをお互いが補うしくみづくりが求められます。

施策の方針

- 住民自治活動の核となる自治会組織やボランティアグループなどと積極的に連携を図り、住民主体の活動に対する支援に努めます。また、こうした活動の主導的な役割を担う団体や人材の育成にも努めます。

事業の内容

- 自治公民館・地域集会施設等を活用した住民活動の拠点整備
- 自治会組織間の連携の推進
- 住民活動支援のための仕組みづくり
- 専門的知識を持つ人材の確保
- ボランティア活動に携わる人材育成支援
- 地域リーダーの育成

むらづくりへの住民参加

現状と課題

- むらづくりを推進するためには、住民の「自分たちのむらは自分たちでつくる」という意識が不可欠です。そのためには、企画・立案段階からの住民の参画を可能にし、住民と行政の協働によって村政の方向を決定するしくみづくりが必要です。

施策の方針

- 住民自治活動の核となる自治会組織やボランティアグループなどと積極的に連携を図り、住民主体の活動に対する支援に努めます。また、こうした活動の主導的な役割を担う団体や人材の育成にも努めます。

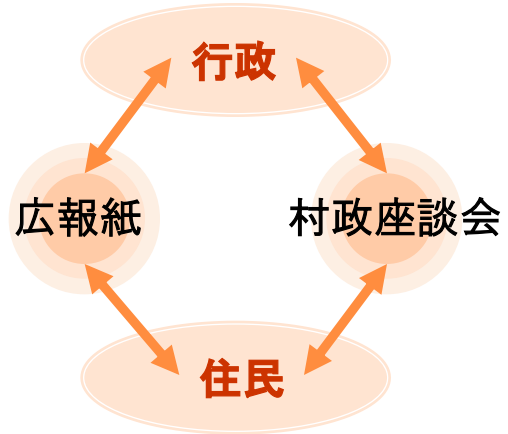
事業の内容

- 住民が参加する協議会や審議会の設置
- 住民との協働による計画づくり

行政情報の共有

現状と課題

- むらづくりを進める上で重要なことのひとつとして、行政と住民がお互いに情報を共有することが求められます。本村では、広報紙などによって情報提供を行っています。また、村政懇談会などを実施し、住民とのコミュニケーションを図ることで、開かれた村政を目指しています。



施策の方針

- 住民参画を促進するため、あらゆる媒体による積極的な情報提供と情報公開を推進する一方で、住民の声を幅広く集約できる体制づくりに努めることで、住民と行政が協働するむらづくりの実現を目指します。

事業の内容

- 広報等による情報発信
- 村政懇談会の実施
- アンケート等を活用した住民の意見の集約

公正・迅速な行政運営の推進

現状と課題

- 「地方分権一括法」の施行により、地域の実情にあった施策をその地域の住民や自治体が自らの責任で判断し実施する「分権型社会」が到来し、地方の自主性や自立性の高まりとともに、自己決定と自己責任が求められています。
- 住民ニーズが高度化・多様化する中、的確に対応する行政サービスや住民満足度の向上のために、住民や各種団体などとの協働を推進することで、真の住民自治を確立することが求められています。
- 課題に対して総合的かつ機能的に対応できる行政組織を確立することが必要です。事務事業の見直しや行政サービスの再構築も検討し、住民により質の高い行政サービスが提供できる組織・機構づくりが求められています。
- 職員定数や給与の適正化、民間能力の活用など行政のスリム化が求められる中、限られた人材で効果的な行政運営を進めていくためにも、職員一人ひとりに意識改革を促し、資質の向上を図る必要があります。

施策の方針

- 住民参画による行政の実現に向けて、公正で透明な行政の推進に努めます。また、住民の要望等に迅速に対応できる行政組織・機構の再構築や、適正な人材活用に努めることで、心のこもったより質の高いサービスが提供できる行政運営を目指します。

事業の内容

- パブリックコメント（住民の意見・提案）制度の推進
- 柔軟な組織機構の見直しを推進
- 定員管理適正化計画の定期的な見直し及び公表
- 人材育成の推進
- 職員評価制度の導入
- 電子申請システムの利用促進
- 公共施設への指定管理者制度等の導入の推進

財政運営の効率化

現状と課題

- 国庫補助負担金の削減や国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しという「三位一体の改革」により、地方財政が一段と厳しい状況になることが予想されています。そのために、財政健全化にむけた行財政改革を進める必要があります。
- 自主財源の確保とともに、予算の重点化や徹底した経費の削減、受益者負担の適正化など計画的な財政運営が必要です。
- 税収の確保は自主財源の確保へとつながります。一部の税料金で採用されているコンビニ納付のような納付しやすい仕組みづくりや、未納者対策など全庁をあげての収納強化に向けた取り組みが必要です。
- 歳入増加が見込めない一方で、少子高齢化社会の急速な進展や、義務的経費などが年々増加する厳しい財政状況について、職員一人ひとりがその意識を持って事務事業に取り組み、より一層計画的な財政運営を行うことが求められています。

施策の方針

- 地方財政が一段と厳しくなる状況に対応するためにも、歳入における自主財源の確保に努めるとともに、歳出においても徹底したスリム化を図ることで、効率的な財政運営に努めます。

事業の内容

- 効率的な財政計画の策定
- 予算編成方式の見直し
- 入札制度の見直し
- 使用料や手数料など受益者負担の適正化
- 事業における地元負担率の見直し
- 各種団体への補助金制度の見直し
- 税金・保険料等の収納率の向上

・ 滞納整理体制の強化／コンビニ納付の検討／クレジットカードによる納付システムの検討

■財政状況の推移

○ 一般会計 収入

単位:千円

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
自主財源	661,918	734,857	726,462	762,280	877,914
依存財源	3,211,796	2,748,045	2,566,049	2,354,387	2,325,241
合 計	3,873,714	3,482,902	3,292,511	3,116,667	3,203,155

○ 一般会計 歳出

単位:千円

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
義務的経費	1,511,989	1,738,559	1,301,545	1,498,886	1,501,984
投資的経費	1,126,478	437,568	424,981	284,619	281,970
その他の経費	1,047,284	1,057,206	1,304,286	1,131,139	1,218,632
合 計	3,685,751	3,233,333	3,030,812	2,914,644	3,002,586

○ 特別会計 収入

単位:千円

会計名	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国民健康保険	512,184	592,918	180,636	190,170	677,200
老人保健	628,410	609,432	615,978	648,866	670,772
簡易水道	79,724	140,121	114,891	116,241	12,249
農業集落排水	657,628	1,156,191	932,196	697,925	284,394
緑資源機構分収造林	936	2,119	2,202	5,490	15,862
介護保険	533,368	570,034	575,095	555,412	569,476
合 計	2,412,250	3,070,815	2,420,998	2,214,104	2,229,953

○ 特別会計 歳出

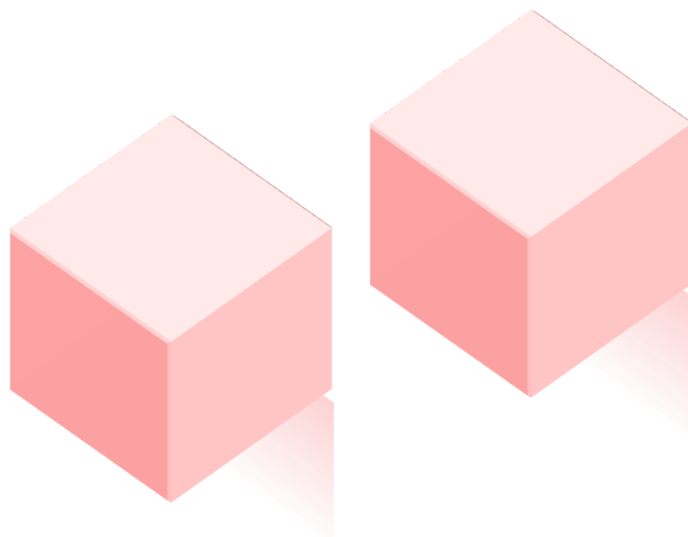
単位:千円

会計名	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国民健康保険	465,695	564,737	579,607	553,558	634,892
老人保健	602,758	593,996	593,865	631,290	623,063
簡易水道	74,973	127,591	108,327	113,275	119,912
農業集落排水	656,705	1,155,382	912,830	693,460	274,359
緑資源機構分収造林	397	1,601	1,666	5,345	15,579
介護保険	525,752	559,788	561,248	531,829	558,841
合 計	2,326,280	3,003,095	2,757,543	2,528,757	2,226,646

第2章

自然と共生した安全なむらづくり

- 第1節 自然環境の保全
- 第2節 環境にやさしいむらづくりの推進
- 第3節 住環境の向上
- 第4節 安全なむらづくり



自然環境・景観保全の推進

現状と課題

- 本村の素晴らしい自然環境を守るため、水、土そして大気の保全活動や河川堤防などの清掃、道路周辺の環境美化などの活動が行われています。今後も環境保全につながる活動の支援・育成が必要です。
- 山間部・河川等への粗大ごみの不法投棄や、道路沿いへの空き缶の投棄など、心ない人たちのモラルが問われています。「清潔で美しいむらづくり」の実現に向けたさらなる努力が必要です。

施策の方針

- 住民・企業・行政が一体となって村の素晴らしい自然環境を守ります。また、新たな開発に対する適切な指導や、不法投棄の防止を図ることで、自然と調和のとれた快適な環境づくりに努めます。

事業の内容

- 関係機関との連携による水質・土壌・大気調査の実施
- 花の植栽や緑化推進を担う環境ボランティア団体の支援・育成
- 住民との協働による定期的な環境美化行動の推進
- 主要河川での清掃保全活動
- 看板等による不法投棄の防止の徹底

環境にやさしいむらづくりの推進

現状と課題

- 環境の問題は私たち一人ひとりが少しでも努力し改善していかなければなりません。そのためにも新エネルギーや資源のリサイクル、生ごみの堆肥化など環境にやさしい生活スタイルの啓発・普及に努める必要があります。
- 本村のすばらしい自然環境を次世代に引き継いでいくことができるよう、学校で取り組んでいる花壇づくりや清掃活動、環境学習への支援など、より一層の推進が必要です。

施策の方針

- 資源の有効利用による環境に配慮したライフスタイルの定着を目指し、環境保全に対する意識の高揚に努めることで、環境にやさしいむらづくりを目指します。

事業の内容

- 新エネルギーの普及推進
- 省エネルギー対策の推進
- 生ごみ堆肥化の推進
- ごみゼロ運動の啓発
- 資源ごみ分別の指導と3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- 小中学校における環境学習への支援

廃棄物処理の推進

現状と課題

- 私たちの地域には、人吉球磨管内のごみを処理する人吉球磨クリーンプラザがあり、資源化や再利用が図られています。しかし生活水準の向上により、大量消費、大量廃棄型の生活様式が定着し、排出されるごみの量は年々増える傾向にあります。
- ごみの削減を目指し、国によりリサイクルに関する法律も整えられています。本村でも各家庭からのごみ排出量を減らし、ごみを出さないための再資源化や再利用に取り組むことで、環境への負荷をできるだけ少なくする循環型社会を築いていかなければなりません。
- し尿処理については、人吉球磨広域行政組合の人吉し尿処理場で、平成19年度実績で総量44,600kl処理され、相良村だけで年間約4,300klが処理されています。

施策の方針

- ごみの分別や再資源化にこれまで以上に取り組み、廃棄物の削減に努めることで循環型社会の実現を目指します。
- 農業集落排水や合併処理浄化槽の普及にともない、将来におけるし尿等の適正な処理の確保に努めます。

事業の内容

- ごみ分別の徹底
- 各種団体による資源ごみ集団回収活動への支援
- ごみの野外焼却禁止の徹底
- し尿等の適正な処理

住宅・宅地の確保

現状と課題

- 本村では、各所に住宅団地が整備されており、安定した住宅の供給が可能となりました。住民が健康で文化的な生活を営むための基盤である住環境づくりは、定住を促進するうえでも重要な役割を持っており、より一層の住宅供給が必要です。
- 本村は、人吉球磨地域の中心に位置し、住民は人吉球磨地域内での労働者が多く、人吉市へ利便性が高く、村営住宅建設の要望も多くあります。今後は、未開発の村有地等を活用し、村営住宅や宅地造成等の整備が必要です。
- 住む人がいなくなった空き家の活用も検討していく必要があります。各自治会と現況などの情報を共有しながら、I・J・Uターン者や若者の定住を促すといった活用を見出すことも必要です。

施策の方針

- 快適に暮らせる住環境づくりに努め、村内企業への就業者をはじめ、I・J・Uターン者や若者への住宅情報の提供を行うことで、定住の促進を目指します。

事業の内容

- 定住を促進するための集落環境整備や宅地化の誘導
- 村営住宅、宅地造成等の整備
- 空き家住宅の活用

公園・緑地の整備

現状と課題

- 本村には公園や緑地、農地など多様な緑の空間が存在していますが、より自然と身近に接することができるよう、住環境に順応した公園整備など緑地空間のさらなる充実を図ることが必要です。身近な生活空間における憩いや癒し、そして健康づくりの場として誰もが気軽に利用できる特色ある公園整備が求められています。

施策の方針

- 良好な自然環境の保全を図ると共に、憩いと癒しの場としての、自然環境を生かした多機能な公園整備に努め、既存の公園の適切な維持管理を促進します。

事業の内容

- 交流拠点、憩いの場としての既存公園の整備・維持管理
- 村有遊休地の緑化推進

上水道事業の推進

現状と課題

- 上水道は、日常生活におけるライフラインとして不可欠なものであり、安全で安心な水道水を安定的に供給するという大きな役割を担っています。本村では、豊富で良質な河川や地下水から受給する水によりまかなわれています。
- より安全で安心な水道水を供給するためには、老朽化施設及び連絡管路の更新や、近い将来予想される大規模災害に備えた対策を講じなければなりません。また、地域によっては簡易的な水道で整備された点在する施設もあり、安定的な供給を行っていくためには施設の見直しが必要です。
- 水道事業の健全な経営をしていくためにも、水道水の効率的な供給を図り、維持管理費の抑制に努めていくことが必要です。

施策の方針

- 常に安全でおいしい水を供給できるよう水質の管理に努めるとともに、安定して供給できるよう水道施設の維持・管理に努めます。
- 水道事業の健全な経営に努めます。

事業の内容

- 安全な水の供給と水質の管理
- 安定供給を目的とした配水池、配水管の増設・ループ化などの施設整備
- 水道施設の耐震化と適切な維持管理
- 災害時を想定したマニュアルの作成および修理用資材や給水用具の確保
- 適正な料金体系の確立

下水道事業の推進

現状と課題

- 各家庭の生活排水が川に流れ込み、水質を悪化させるなど環境に影響を及ぼしています。
- 本村では農業集落排水事業による下水道の整備を進めています。平成19年度までに四浦、川辺、深水、柳瀬の整備が終了しました。今後は、水洗化に対する啓発を行うとともに、本管への接続促進に努め、農業集落排水区域以外の地域については、村整備推進事業による合併処理浄化槽の設置を促進するなど、水質保全に努める必要があります。

施策の方針

- 下水道、合併処理浄化槽による効率的かつ適正な汚水処理整備を図ります。また、汚水処理整備の重要性を啓発するとともに、環境に対する住民意識の向上及び、さらなる水質浄化に努めます。
- 下水道事業の健全な経営に努めます。

事業の内容

- 農業集落排水区域における施設の維持管理
- 農業集落排水以外の区域における合併処理浄化槽設置の促進
- 水洗化の促進

災害に強いむらづくりの推進

現状と課題

- 本村の中央には川辺川が南北に走っており、台風や集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害の発生がある箇所があります。「自分の地域は自分で守る」という防災意識を高め、支えあい・助けあいを基礎とした自主防災組織の育成強化は重要な課題です。また、災害発生時の被害を最小限に抑えるためにも、緊急時の体制づくりや建築物等の耐震化、災害情報が伝達可能な通信設備の充実を図ることも必要です。
- 本村の河川には国・県が管理する一級河川があります。河川は私たちの生活にかけがいのない環境資源であり、災害に備えた河川改修は必要不可欠です。洪水時には依然として水害の危険性が高い箇所もあり、未整備箇所の河川改修の推進が必要です。
- 水源の涵養や土砂の流出防止などの役割を持つ森林については、林業の停滞により管理が不十分となっているところもあります。防災の観点から治山・治水事業や保安林の整備が必要です。
- 本村には昔ながらの木造建築物が多いため、大規模災害の被害を防ぐ住宅耐震診断などの取り組みが必要です。
- 「国民保護法」の施行により、武力攻撃等の有事の際、住民を適切に保護することが求められており、その体制を整備することが必要です。

施策の方針

- 「地域防災計画」に基づき、あらゆる災害から村民の生命・財産を守るための防災体制の整備に努めます。
- 山林や河川における危険箇所の把握や、緊急時に対応した道路の整備などを図ることとで、災害における被害を未然に防ぐ取り組みに努めます。



事業の内容

- 地域防災計画の定期的な見直し
- 自主防災組織の育成・支援
- デジタル防災行政無線の導入検討
- 防災備蓄品の整備
- 防災マップの定期的な見直し
- 公共施設の耐震化
- 災害時要援護者台帳の作成
- 水害の危険性がある未整備河川の整備
- 森林における自然林の整備支援と人工林の再生支援
- 危険箇所の治山・治水事業整備
- 緊急車両の進入が困難な道路の拡幅整備
- 避難経路の確保
- 住宅耐震診断や耐震補強の啓発

■避難勧告・指示発令時避難場所（H20.11.1現在）

- | |
|-----------------|
| ○ 相良村上四浦集落センター |
| ○ 相良村生涯学習センター |
| ○ 相良北小学校 |
| ○ 相良村林業総合センター |
| ○ 相良村川辺構造改善センター |
| ○ 相良村松馬場集落センター |
| ○ 相良村総合体育館 |
| ○ 相良村柳瀬構造改善センター |

消防・救急体制の充実

現状と課題

- 本村の消防は、人吉下球磨消防組合と村の消防団によって担われています。工場や住宅団地の建設が進み、交通量も増加していることから、今後は様々な形の火災・救急業務が懸念されています。このような災害に的確に対応するためには、より専門的かつ高度な体制の充実が求められています。
- 消防団については、村外に勤務している団員が多く、緊急時の出勤に支障を来すこともあることから、村内在勤者を中心とした団員の確保が課題となっています。

施策の方針

- 消防・救急の技術を支える施設や装備の充実、消防団組織の強化を図ることで、消防・救急体制の拡充に努めます。

事業の内容

- 消防施設等の整備
- 防災訓練など定期的な訓練の実施
- 消防団組織の見直し
- 火災予防の啓発活動

交通安全・防犯体制の確立

現状と課題

- 交通事故件数は死亡事故、人身事故、物損事故ともに年々増加傾向にあります。本村においても、自家用車等の普及による交通量の増加にともない交通事故の危険性が増しています。
- 交通事故のない安全な村にするためには、交通危険個所の点検や把握に努め、危険個所を解消していくとともに、運転者のマナーや安全意識を高めていくことが必要です。また、事故の当事者になりやすい高齢者や子どもに対する交通安全意識の啓発が必要です。
- 社会や地域の変化に伴って、子どもや高齢者を狙った犯罪や侵入窃盗など身近な犯罪が増えています。安心して暮らすことができるむらづくりを進めるためには、行政や地域が一体となって、防犯体制の強化に努めることが必要です。また、防犯灯や街灯を適切に配置し、犯罪が起きにくい環境づくりや地域における自主防犯活動の支援が必要です。

施策の方針

- 交通事故を防ぐため、関係機関と連携しながら交通安全意識の高揚を図ると共に、交通安全のための環境整備に努めます。
- 安心で安全な村を目指し、防犯パトロールなど地域の自主的な活動を促進することで、防犯意識の高揚を図ると共に、犯罪が起こりにくい環境づくりに努めます。

事業の内容

- カーブミラー、ガードレール、歩道、道路標識等の整備
- 交通安全教室の開催
- 防犯パトロールの実施
- 防犯灯の設置

生活安全体制の確立

現状と課題

- 市場に物や情報があふれる時代、消費生活を取り巻く環境は多様かつ複雑化しています。また安心・安全なものを求める消費志向が強くなってきており、「品質表示」や「産地表示」への関心も高まってきています。消費者が最適な商品やサービスを選択できるよう、普段から、選び、判断し、積極的に行動する「賢い消費者」であることが必要です。
- クレジットカードによる支払いや、インターネットショッピングなど便利な仕組みが普及する中、それらを巧妙に利用した悪質な犯罪も増えています。悪質商法による被害の未然防止や拡大防止を図るため、必要な情報提供や啓発活動および消費者相談業務の充実に努めることが必要です。

施策の方針

- 消費生活に関する被害を未然に防止するため、消費者保護に関する情報提供や啓発活動に努めます。また、消費者教育の充実に努め、自主的な消費者活動の支援に努めます。

事業の内容

- 消費生活センターと連携した相談体制の充実
- 広報紙、パンフレットによる消費生活情報の提供
- 正しい知識を身につけるための講座・講演会の開催

基本計画

第3章

地域経済の安定を生みだす産業づくり

- 第1節 農林業の振興
- 第2節 工業の振興
- 第3節 商業の振興
- 第4節 雇用・就労環境の向上



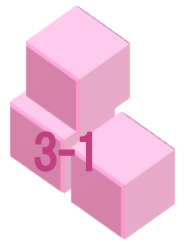
農林水産業の基盤整備と振興

現状と課題

- 本村の農業は、水稻をはじめ、畜産・茶・タバコなど、それぞれの特性を活かしながら品質向上を目指し、発展してきました。しかし担い手の高齢化や後継者不足は避けられず、農村に求められるべき農地の保全や管理に大きな影響を及ぼしています。
- 農業の維持発展を推進する上で、また次世代に今ある資源を伝えていくためにも、担い手の確保はとても重要な課題であり、営農組織や認定農業者、新規就農者を支援する体制づくりを図りながら、有機農業推進法や、地産地消の取り組みを活かした新たな販路の拡大により、収益性の高い産業構造の確立を目指し、効率的な土地利用を進めていくことが必要です。
- 農作業の効率化を図るためには、生産基盤の整備が重要です。農道については現在、広域農道が活用されていますが、まだ未整備農道が多くみられます。また、農業用水については、灌漑機能だけでなく、環境に配慮した整備が必要です。
- 森林の荒廃が進みつつある中で、山林の環境林としての機能を高めるとともに、放置され拡大し続けている山林対策についてもその取り組みが必要です。
- 農林産物が鳥獣等に荒らされる被害が年々増える傾向にあり、農家や林家の生産意欲を低下させる要因のひとつになっています。鳥獣害への有効な対策を検討することが必要です。
- 河川環境の良好な保全と特産物として有名な鮎を始めとした魚族の育成、保護、増殖等を関係機関と連携することが必要です。

施策の方針

- 農業生産基盤の整備による効率的な農地利用や、担い手の育成などを図ること、安全で安心な食糧の安定生産に努め、足腰の強い農業の実現を目指します。
- 農道や農業用水・排水路などの農業基盤、林道や作業道などの林業基盤の整備に努め、農山村地域の持つ多面的な機能の維持を促進し、景観の保全に努めます。
- 鳥獣被害の対策として、鳥獣被害防止計画に基づき、計画的な捕獲を実施します。
- よりよい河川環境を保全し、各水産機関と連携しながら水産業の育成・支援を実施します。



事業の内容

- 認定農業者や小規模農家も含めた集落営農の組織化・法人化支援
- 後継者や新規就農者の支援など担い手の育成
- 効率的な土地利用の推進
- 良品かつ収益性の高い農産物生産の推進
- 有機農業や循環型農業による環境保全型農業の推進支援
- 学校給食への地元農産品供給など地産地消の推進
- 特産品開発の推進
- イベント交流などによる生産物の販路開拓
- 猟友会などと連携した鳥獣害防止対策
- 造林や間伐事業による森林資源の適正管理の促進
- 住民やボランティアとの協働による森林保全活動の促進
- 林産加工物の流通促進
- 林業基盤の整備（林道、作業道整備）
- 中山間地域直接支払制度と農地・水・環境保全向上対策による地域資源保全活動の推進
- 農業基盤の整備（圃場整備、農業用水、排水路の整備）
- 広域農道の利活用促進
- 水産業の育成・支援の実施

新たな産業と村内企業の振興

現状と課題

- 地域産業の活性化と雇用の場の確保のため、既存の企業との連携も図りながら、人吉球磨地域全体で積極的な企業誘致の推進が必要です。
- 高速交通網の人吉インターチェンジが整備された優良な環境条件を活かし、優良企業の立地を受け入れる体制を整えることが必要です。

施策の方針

- 雇用の場の確保を図るための優良企業の誘致に努めます。また既存の企業とも連携を図ります。

事業の内容

- 既存企業との連携・情報交換
- 人吉球磨地域が一体となった企業誘致

村内商業の核づくり

現状と課題

- 私たちの近隣市町では大きな企業の立地とともに、ショッピングセンターや大型家電店などが進出し、村内からもたくさんの人が出かけています。
- 地元の商店は、コンビニエンスストアの進出はあるものの、後継者不足などいくつかの問題も抱えており、地域の商業を支える上でその役割は重要です。地元商店の活性化は村の活性化につながります。商工会など関係団体と協力し、さらなる振興に努める必要があります。

施策の方針

- 商工会と連携し地元商店の育成に努め、商業の活性化を目指します。

事業の内容

- 商工会との連携による地元商店の育成
- 商工組織の強化

就労環境の整備

現状と課題

- 雇用の確保と創出のためには住宅、教育、福祉等、多分野の政策や取組みとの連携が不可欠です。本村では企業の進出により雇用の促進が図られていますが、まだまだ不十分です。今後は、住民生活の安定と向上を目指す上でも、就業機会のさらなる確保が必要です。
- 関係機関と連携しながら、高齢者や障がい者の雇用の促進、勤労者福祉の向上に努める必要があります。

施策の方針

- 就業機会の創出を図り、雇用の促進に努めます。また、ハローワークなど関係機関と連携し、あらゆる雇用情勢の把握と情報の提供に努めます。

事業の内容

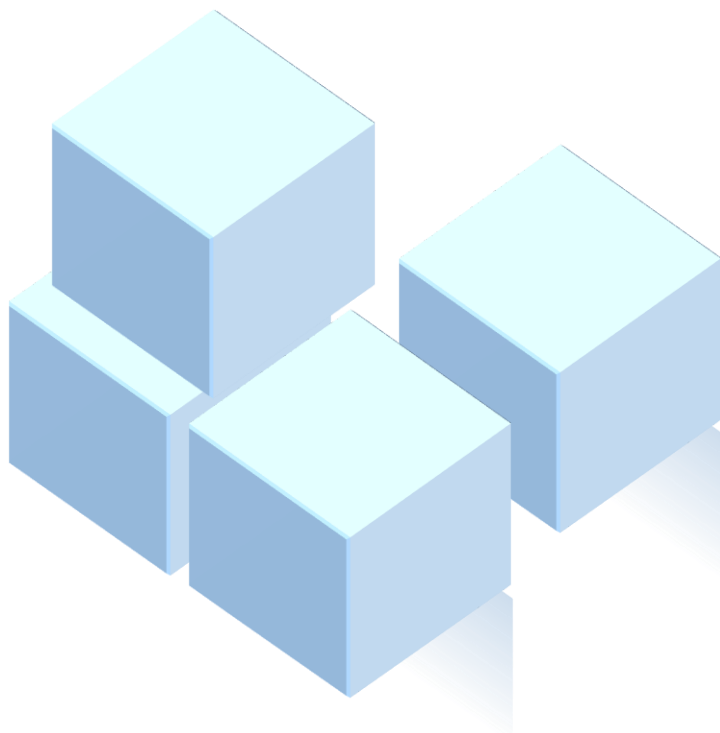
- 企業案内などによる雇用情勢の把握
- 関係機関との連携

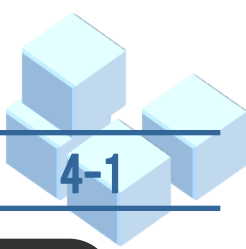
基本計画

第4章

安心して暮らせる地域社会づくり

- 第1節 健康づくりの促進
- 第2節 地域福祉の展開
- 第3節 子育て支援の充実
- 第4節 高齢者や支援を必要とする人への福祉の充実
- 第5節 社会保障の充実





第1節 健康づくりの促進

4-1

健康づくりの促進

現状と課題

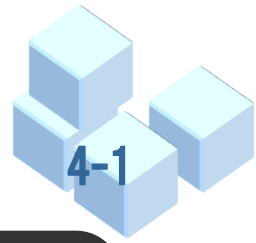
- 食生活をはじめとする生活スタイルの変化は、肥満や高血圧などの生活習慣病を招き、さらには寝たきりや認知症へとつながっていく恐れがあります。このことは、個人や家族だけの問題ではなく、治療にかかる総医療費など、社会的な負担の増大にもつながります。
- 健康な生活を送るためには、私たち一人ひとりが自分の心や体に関心を持ち、食生活や適度な運動など生活習慣を見直すことで、病気を予防することが重要です。若い世代から健康に気を配り、心や体の状態を把握することをはじめ、職場や地域で健康づくりに取り組むことが必要です。

施策の方針

- 若い世代からの予防に重点を置き、住民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識が持てるように、わかりやすく、利用しやすい健康情報の提供を行うことで、住民の健康づくり活動を推進します。また、楽しく健康づくりができるよう、住民の自主的な健康づくり活動の支援や環境整備に努めます。

事業の内容

- わかりやすく、利用しやすい健康情報の提供
- 健康学習機会の充実と健康づくり実践のための体制づくり
- 健康づくり自主グループの育成と活動支援
- 保育園・学校・地域・関係機関と連携した食育の推進
- スポーツによる健康づくりの推進
- 「心の健康づくり」の推進



保健・医療の充実

現状と課題

- 健康で安心な暮らしを続けるためには、病気を早期発見し、早期に適切な医療を受けることができる体制が必要であることから、各種健診を実施しています。日常的な医療については村内および近隣にある医療機関が担っていますが、高度な医療を必要とする場合には、近隣都市の病院がその受け皿になっています。
- 救急医療については、人吉市内の病院が対応していますが、負担が大きくなっているのが現状です。近隣市町村との連携も図りながら、救急医療体制のあり方をあらためて検討していくことが必要です。

施策の方針

- 近隣市町村や関係機関と連携し、救急医療体制の確保に努める一方で、病気の重症化を防ぐための早期発見、早期治療の促進を図ります。また緊急時における応急処置法の啓発など、救急医療に対する正しい知識の普及に努めます。

事業の内容

- 健診の充実とフォローアップ体制の強化
- 近隣市町村・関係機関との連携を密にしながらの救急医療体制の確保
- 迅速かつ的確な救急医療情報の提供
- 保護者への子どもに対する応急処置法の啓発

第2節 地域福祉の展開

地域福祉の推進

現状と課題

- 住み慣れた地域で生涯を安心して暮らし続けるためには、地域社会のつながりが重要な役割を果たします。
- 本村では、社会福祉協議会が中心となって福祉ボランティア活動の育成を図るなど、「シルバー人材センター」を拠点とする地域福祉のネットワークづくりを進めてきました。
- 住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化するとともに複合化する傾向にあります。これらのニーズに的確かつ柔軟に対応するためには、行政施策と併せて、住民が主体となった様々な形の地域福祉活動が必要となっています。

施策の方針

- 社会福祉協議会を中心に、保健や医療、教育分野と連携した地域福祉のネットワークの強化・充実に努めます。また、一体的なサービスを提供するための「地域福祉計画」を策定し、計画的な実施に努めます。

事業の内容

- 住民との協働による「地域福祉計画」の策定
- 地域福祉活動や災害時を想定した「災害時要援護者台帳」の作成
- 社会福祉協議会を中心とした地域福祉ネットワークの強化
- 福祉ボランティアの育成

子育て支援サービスの充実

現状と課題

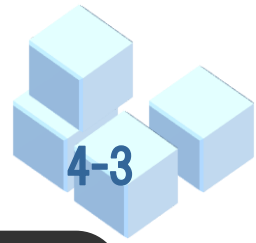
- 少子化や核家族化が進む中で、総合的な少子化対策の推進が重要な課題です。家庭、地域、学校、保育園などが、それぞれの役割を担いながら、子ども自身が健やかに育つ環境づくりや、女性が安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組むことが必要です。
- 本村には子育て支援組織「ちゃちゃクラブ」があります。子育て支援の中心として、親子の交流の場の設置や交流を深める取り組み、相談業務、子育てサポートなどを実施し、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいます。
- 社会や生活環境の変化にともない、より多様な子育て支援の環境づくりが求められています。その一環として、本村でも利用可能な施設を活かし、小学校児童の放課後支援として、「さがらっば塾」や「四浦塾」が実施されています。今後もこうした場を新たに設置するなど、地域一体となった子育てを支える環境づくりが必要です。

施策の方針

- 地域の子育て支援情報の集約や提供に努め、子育てに関する専門的な支援や、親子や地域住民が気軽に集い、交流ができる場づくりなど、子育て支援機能の充実に努めます。
- 子育てに携わる人に対し、仕事との両立を支援したり、リフレッシュできる機会の提供を図るなど、ニーズに応じた環境づくりに努めます。
- 「さがらっば塾」や「四浦塾」のより利用しやすい環境づくりを図るなど、地域が一体となって、小学校児童の放課後における居場所の確保に努めます。

事業の内容

- 子育てに関する支援・相談体制の充実及び情報の提供
- ボランティア団体などとの支援ネットワークづくり



保育サービスの充実

現状と課題

- 少子化や核家族化の進行、また女性の社会進出が増加する中、延長保育や乳児保育などの保育サービスの充実を求める声が高まっています。サービスと負担のあり方を検討しながら、多様化する保育ニーズに対応し、安心して子どもを育てることができる、より充実した保育サービスの提供が必要です。

施策の方針

- 安心して子どもを育てることができるような保育体制の整備を図り、子ども一人ひとりが個性を輝かせ、心身ともにのびのびと健やかに育つ環境づくりに努めます。
- 働く親の多様化する職場環境や生活スタイルに応じたニーズの把握に努め、必要に応じた保育サービスの充実に努めます。

事業の内容

- 乳児保育・延長保育の充実
- 障がい児保育に関する支援
- 一時保育・休日保育・病後時保育・特別保育の推進

高齢者福祉の充実

現状と課題

- 本村の人口のうち、65歳以上の高齢者の数はおよそ10人に3人の割合です。住み慣れた所で高齢者が安心して自立した生活を送ることができるよう支援することが求められています。そのためには介護を必要としないように、また寝たきりにならないように生活を支援していくことが必要です。
- 高齢者が社会から支えられるだけでなく、自らもその知識や経験、技能を活かし、積極的に社会に参加することも重要です。健康づくりや地域ボランティア活動への参加ができる意識づくりが必要です。

施策の方針

- 安心して生活できるよう、高齢者を支える環境づくりに努めます。また、高齢者自らが主体的に社会活動に参加できる環境を整えることで、生きがいづくり活動の促進に努めます。

事業の内容

- 介護予防の推進
- 「シルバー人材センター」の活用による高齢者の就労環境づくり
- 老人クラブ活動への支援
- 高齢者福祉事業に対するボランティア活動の推進
- 「生きがい活動支援通所事業」の推進



支援が必要な人への福祉の充実

現状と課題

- 平成15年度に支援費制度が開始されました。これによりサービスの利用形態が措置制度から支援費制度に移行し、さらに平成18年4月より障害者自立支援法により身体障害・知的障害・精神障害を一元化し、新たなサービス利用の需要が増えています。サービスの重点は施設入所から地域生活の支援へと移りつつあるなど支援が必要な人を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。
- 障がい者の社会活動意欲は高まっていますが、働く場が少ないという課題もあり、社会へ参加する機会の充実が求められています。また住宅や公共施設、道路の整備など、障がい者にやさしい生活環境の整備を図ることで、自立を支援できる地域づくりを進めていくことが重要です。

施策の方針

- 障がいのある人が身近な場所で利用できる受け入れ施設の確保や、緊急時の受け入れ体制の整備に努めます。また、ホームヘルプや移動支援といったサービス事業や、障がいのある人が地域において自立した日常生活ができるよう、グループホームやケアホームの整備などの環境づくりに努めます。
- 障がいのある人が就労できるよう、関係機関や企業・団体などとのネットワークを形成し、就労支援体制やサービス提供体制の強化に努めます。

事業の内容

- 居宅サービスの実施
- 生活支援事業の実施
- 小規模作業所の整備
- 関係機関と連携した就労支援体制の強化
- 公共施設のバリアフリー化の推進



介護・支援サービスの充実

現状と課題

- 核家族化や地域社会の希薄化など、家庭や地域における相互扶助の機能が低下しつつあり、介護や支援を必要とする人たちの尊厳の確保や介護予防の推進を図ることが必要です。
- 「地域福祉」という考え方が浸透する中で、介護や支援に対するニーズも多様化しています。介護保険事業の見直しや介護予防事業の促進を図り、地域で安心して暮らせる福祉へと転換することで、「地域福祉」の拡充に努めていくことが必要です。
- 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らし続けることができるような村をつくっていくことが求められています。介護や支援に関する不安を解消するため、気軽に相談できるしくみのさらなる拡充を図ることが必要です。

施策の方針

- 介護予防に重点を置き、介護予防の総合的マネジメントを担う「地域包括支援センター」を中心とした体制づくりに努めます

事業の内容

- 介護予防に関する知識の普及・啓発
- 特定高齢者把握事業の促進
- 訪問型介護予防事業の確立
- 「地域包括支援センター」の円滑な運営
- 在宅介護用品支給事業の充実
- 住宅改修支援事業の充実

社会保障の充実

現状と課題

- 国民健康保険、老人保健、国民年金などの社会保障制度は、健康で文化的な生活を支えるうえで重要な役割を担っています。
- 本村ではおよそ4割の方が国民健康保険に加入していますが、高齢化の進展や厳しい経済状況により、保険料の収納率も低下の傾向にあります。しかし一方で給付額は、高齢化や疾病構造の変化、医療技術の高度化などにより毎年6～8%ほどの割合で増えています。こうした状況の中、平成20年度から特定検診と保健指導が保険者に義務づけられ、生活習慣病を中心とした予防事業への取り組みに弾みがかかることとなりました。
- 平成20年度から75歳以上の方を対象とした「後期高齢者医療制度」がスタートしました。保険者である広域連合と県下の市町村が連携を図りながら、事業を進める一方で、高騰する高齢者医療費の課題についても取り組んでいかなければなりません。
- 社会保障の厳しい状況を改善するためには医療費を抑えることが重要です。生活習慣病の改善や高齢者を対象とした生きがいづくりなど、健康づくりのための保健事業を行うことで社会保障における財政の健全化を図っていくことが必要です。

施策の方針

- 健康づくりや疾病予防事業などの事業を積極的に実施し、医療費の適正化を図ることで、健全な保険制度の運営に努めます。

事業の内容

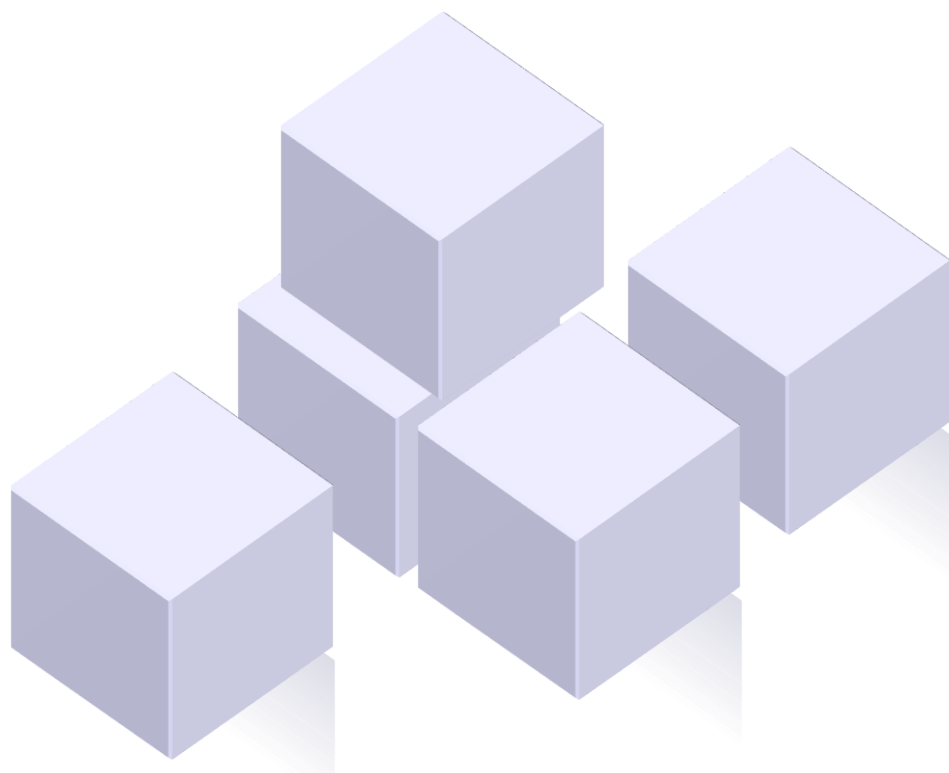
- 生活習慣病予防対策の徹底、特定検診、保健指導の実施
- 健康づくりに対する意識高揚の促進
- 広報やイベントを活用した社会保障制度の周知

基本計画

第5章

個性と創造力あふれる、心豊かな人づくり

- 第1節 生涯学習の推進
- 第2節 学校教育の充実
- 第3節 社会教育の充実
- 第4節 地域文化の振興
- 第5節 生涯スポーツの振興
- 第6節 人権尊重のむらづくり



生涯学習の推進

現状と課題

- IT（情報技術）や環境問題をはじめ、近年の急速な技術革新や生活課題の多様化などを背景として、だれもが、いつでも、どこでも生涯を通じて学び続け、自己を高め、自己実現を図ることができるよう“生涯学習”を進めていくことがますます重要となっており、そのための総合的な環境づくりが求められています。本村では、このような視点に立ち、相良村公民館、生涯学習センターを拠点として、社会の動きや住民のニーズに即した各種講座、講演会、セミナーなどの開催に努めてきました。
- 生涯学習社会を実現するためには、教育委員会はもとより庁内関係課との連携を密にし、生涯学習関連施策・事業の総合的な調整に努め、多様な学習機会を提供していくことが不可欠です。
- すべての村民が主体的に選択しながら多様な学習活動を行えるよう、全庁的な生涯学習推進体制を確立し、関連施策・事業の総合調整に努めるとともに、公民館など生涯学習関連施設の整備充実や村民にとって利用しやすい施設となるよう配慮していくなど、選択性の高い生涯学習環境の整備に取り組む必要があります。

施策の方針

- 村民が学習ニーズに応じて学習機会を多様に選択しながら生涯にわたって学びあい自己実現を図ることができるよう、村民の学習活動を支援する総合的な生涯学習推進体制や施設充実に努めるなど、生涯学習推進の総合的な環境整備をめざします。
- 学習意欲や興味に応じて住民が生涯を通じて、いつでも・どこでも・だれでも主体的に学ぶことができる質の高い学習環境の創出を図ります。
- 学習の成果が地域づくりや国際交流、教育、人材の育成などにつながるよう、地域・学校・家庭の連携を強化します。

事業の内容

- 総合的な生涯学習推進体制の確立
- 生涯学習関連施設の設備充実
- 学習指導体制の充実

学校教育の充実

現状と課題

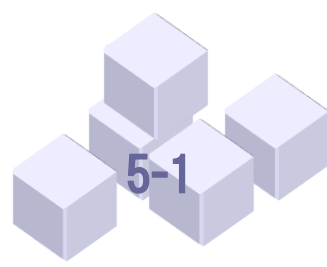
- 現在、子どもたちを取り巻く社会環境は、目まぐるしく変化しています。また、少子化の進行、情報化や国際化など社会の情勢の変化、学力低下、家庭環境の変化、人間関係の希薄化、子どもたちが巻き込まれる犯罪の発生などがあげられます。このような現状の中で、学校教育については、一人ひとりを大切に、自ら学び、考え、行動できる能力を育むことが求められています。
- 子どもたちが保・小・中学校教育を通して、良好な人間関係をつくる力や社会生活に適応できる力を身に付けるとともに、他人への思いやりや感動する心を育むことが求められる中で、家庭・地域・学校が一体となって、次代を担う子どもたちを育成することが必要です。特に、学校においては、子どもたちや地域の実情に応じた特色ある教育の推進を図ることが必要です。

施策の方針

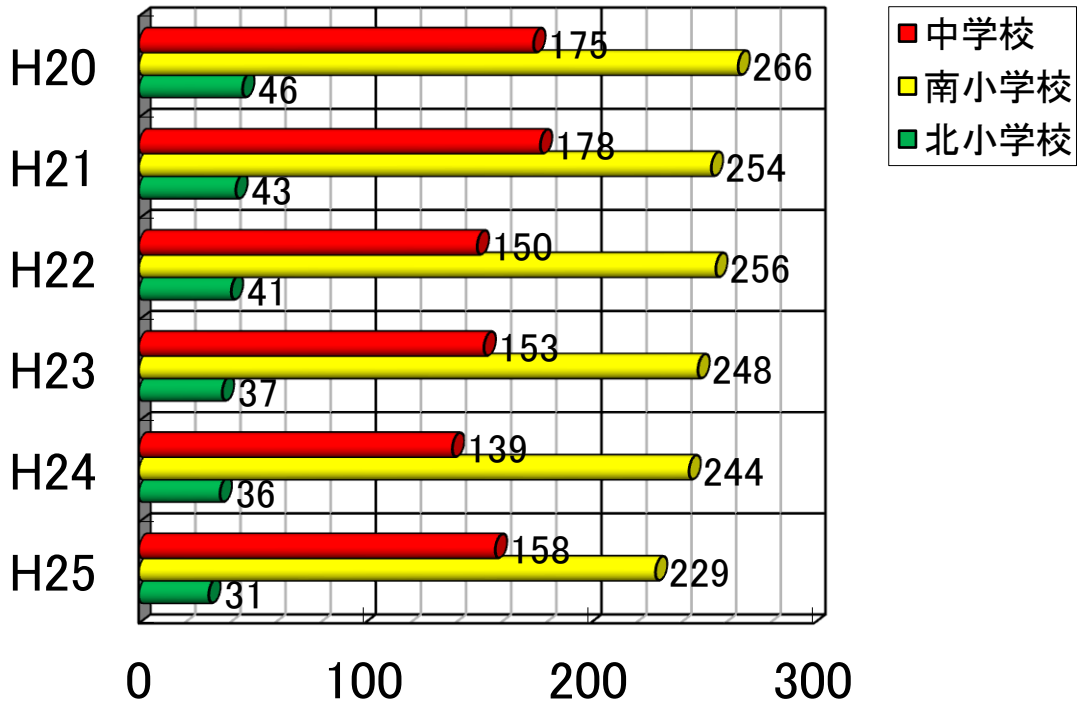
- 人間尊重の精神及び豊かな心の育成をするとともに、確かな学力の育成やたくましく生きるための健康と体力の向上を図り、郷土愛の涵養と住民としての自覚の高揚を高めます。

事業の内容

- 学校図書館の充実
- インターネットによる学校情報の発信
- 保・小・中及び家庭・地域との連携体制の確立
- 開かれた学校づくりの推進
- 自然体験・勤労体験学習の推進
- 環境教育の推進
- 郷土愛を育む教育の推進
- 外国語指導助手による国際理解教育の推進
- 特別支援教育の体制づくり
- 個人に適した食育の推進



■村内小・中学生の推移（住民基本台帳より：H20.11.1現在）



区分		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
小学生	北小	46	43	41	37	36	31
	南小	266	254	256	248	244	229
	小計	312	297	297	285	280	260
中学生		175	178	150	153	139	158
合計		487	475	447	438	419	418

社会教育の充実

現状と課題

- 少子高齢化や情報化、科学技術、あるいは国際化の進展など社会経済環境の急速な変化の中で、生涯の各時期に応じて常に新しい知識・技能の修得を行うための学習活動が必要となっています。
- 本村では、村民が主体的に学び続けることができるよう、社会教育、学校教育など関連事業の連携を図りながら生涯学習の普及啓発や学習機会の提供に努めてきました。
- 今後も、一段と多様化・高度化していくことが見込まれる村民の学習ニーズや学習課題に対応していくためには、全村的な取り組みを一層強め、必要な施設の整備充実に努めながら生涯学習推進の視点に立った体系的な学習機会を提供していくことが求められます。
- 生涯学習の中心の一つをなす社会教育事業について、乳幼児から高齢者に至るまで体系的な学習プログラムを提供していくとともに、指導相談体制を充実していく必要があります。

施策の方針

- 「相良村社会教育指導の重点」に基づき、村民一人ひとりがそれぞれの学習ニーズや学習課題を的確にとらえながら社会教育の充実に努め、ライフステージに対応した体系的な学習機会の提供を目指します。

事業の内容

- 家庭教育の充実
- 青少年の健全育成
- 成人教育の充実
- 高齢者教育の充実
- 女性の学習機会の拡充
- 時代変化に対応した学習機会の提供

芸術・文化の振興

現状と課題

- 生活水準の向上、余暇時間の増大、長寿化など社会が成熟化・多様化する中、芸術文化活動は活気と個性あふれる村を築く上でも大きな役割を果たしています。一人ひとりが心豊かに生きる社会を目指し、さらなる振興を図っていくことが求められています。
- 地域文化の担い手である住民一人ひとりが、多様な文化活動に取り組めるように、幅広く文化に触れる機会を確保し、芸術・文化活動を自主的に運営できる人材を育成することが必要です。また、相良村文化協会を文化交流の中心として位置づけ、広域レベルでの交流を進めていくことも課題であり、こうした文化交流を通して、住民が自らの創造性と感性養い、新しい文化づくりにつなげていくことが必要です。

施策の方針

- 住民が自主的に行う文化・芸術活動を支援し、企画運営のための人材育成に努めることで、相良村文化協会を中心とした住民と行政の協働による芸術・文化のむらづくりを進めます。

事業の内容

- 文化・芸術活動に携わるリーダーやボランティアの育成
- 住民が主体的に芸術・文化活動の企画・運営に関わることができるしくみづくり
- 優れた芸術や文化に触れる機会の提供
- 住民による創作や発表の場の提供



文化財の保存・活用

現状と課題

- 本村には、各種文化財や天然記念物があります。その中には国指定重要文化財等があり、この貴重な文化財を未来に受け継ぐべく保存していかなければなりません。
- 先人から受け継いだ貴重な文化財の中には、開発の進行などにより早急な保護や保全が必要なものがあります。また、地域の民俗芸能・伝統行事の中には、生活様式の変化、後継者不足などにより消滅のおそれのあるものが含まれており、これらの保存・継承活動に対する支援が必要です。
- 住民が文化財に対する理解を深め、保護する心を育てるとともに、文化遺産への誇りが郷土愛に結びつくよう文化財の保存・伝承ならびに文化財の活用などの対策を充実し、重要な文化財を次の世代に引き継いでいくことが必要です。

施策の方針

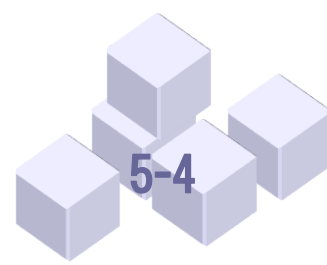
- 重要文化財の現状の把握と保存・活用に努め、その価値を広く周知することで、住民の郷土に対する理解を深め、貴重な文化財を後世へ継承していく環境づくりに努めます。

事業の内容

- 文化財保存のための支援
- 地域と協力した民俗文化財の保存
- 遺物や史料に触れる学習会などの実施

■相良村内の国・県指定等文化財一覧（H20.11.1現在）

名称	指定内容	種別	指定・登録年月日
十島菅原神社本殿・拝殿	国指定	重要文化財(建造物)	H6.7.12
球磨神楽	国選択	無形民俗文化財	S57.12.21
相良村ふるさと館	国登録	有形文化財(建造物)	S19.7.31
井沢権現社本殿・脇殿・摂社	県指定	重要文化財(建造物)	S10.1.28



■相良村指定文化財（H20.11.1現在）

種 別	名 称	指定・登録年月日
有形文化財	山本神社本殿	平成4年6月22日
	四浦阿蘇神社本殿	平成16年5月18日
	刀剣	昭和62年1月21日
	山本神社棟札	平成4年6月22日
	永池家古文書	昭和53年7月17日
	経筒	昭和62年1月21日
	免田式土器	昭和62年1月21日
無形民俗文化財	大谷太鼓踊り	昭和62年1月21日
	初神棒踊り	昭和62年1月21日
	上川下獅子踊り	昭和62年1月21日
	永江太鼓踊り	昭和62年1月21日
民俗文化財	相良三十三観音十四番札所 十島観音堂内聖観音像	平成13年2月22日
	相良三十三観音十五番札所 蓑毛観音堂内十一面観音像	平成13年2月22日
	相良三十三観音十六番札所 深水観音堂内聖観音像	平成13年2月22日
	相良三十三観音十七番札所 上園観音堂内聖観音像	平成13年2月22日
	相良三十三観音十八番札所 廻り観音堂内聖観音像	平成13年2月22日
史跡	十島菅原神社境内	平成13年2月22日
天然記念物	初神のイチヨウ	平成5年3月15日
	中の原薬師堂のヤマザクラ	平成5年3月15日
	中の原薬師堂のイチヨウ	平成5年3月15日
	夜狩尾のモミ	平成5年3月15日
	晴山のイチヨウ	平成5年3月15日
	平川地藏堂のカヤ	平成5年3月15日
	古見院のタブ	平成5年3月15日
	山本神社のナギ	平成5年3月15日
	新村のエノキ	平成5年3月15日
	井上家のナギ	平成5年3月15日
	新村のケヤキ	平成5年3月15日
	棚葉瀬神社のタブ	平成5年3月15日

生涯スポーツの振興

現状と課題

- 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションなどに親しむことは、健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、青少年の健全育成、高齢者の生きがいと若者の定住を促進し、健康で明るく豊かな活力ある地域社会を築くうえで極めて重要であり、より一層の普及、奨励が求められています。
- 本村では、これまで生涯スポーツの振興を重要施策とし、各関係団体と一体となった事業への取り組みをしてきました。今後は、村民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康・体力づくりを実践できるよう、交流機会の提供に努めるとともに、村民のニーズに対応できる幅広く、専門性を兼ね備えた指導者の育成と生涯スポーツ推進体制の整備充実を図り、総合型地域スポーツクラブ等の地域に密着した多様なスポーツ支援策を講じていく必要があります。
- 既存の施設については、スポーツ活動だけでなく、各種のコミュニティ活動や文化活動など、多様化した生涯学習のニーズに広く対応できるよう活用方法を検討する必要があります。
- 競技スポーツの振興においては、競技選手の減少や協会構成員の高齢化などが見られ、活動が厳しい状況にあります。今後は、関係団体の組織強化を図るとともに、競技選手の育成強化や優秀な指導者の養成・確保が課題です。

施策の方針

- スポーツニーズの多様化に対応し、スポーツを通じた地域コミュニティの形成のため、スポーツを通じた交流機会の充実、指導者の育成や施設の整備等を図り、子どもから高齢者までだれもが手軽にスポーツライフを楽しめる環境づくりを進めます。
- 施設の安全性の向上や施設整備の充実、各種大会に通用する競技選手の育成についても取り組みます。

事業の内容

- 生涯スポーツ活動の振興
- 競技スポーツの振興
- スポーツを通じたコミュニティづくり
- 指導相談体制の充実
- スポーツ施設の整備充実
- スポーツ交流事業の推進

人権教育

現状と課題

- 人権とは、誰もが生まれながらに持っている自分らしく幸せに生きる権利のことですが、地域社会や価値観の多様化が進むなかで、人権に対する正しい理解と認識が十分になされず人権侵害などの問題が発生しています。人権の世紀といわれる21世紀を迎えた今でさえも、さまざまな偏見や差別の問題が存在し、人権尊重の理念が必ずしも定着しているとは言えない状況にあります。
- 人権問題は、住民一人ひとりの意識や行動に直接的にかかわるものであり、一人ひとりが大切にされるむらづくりを目指した人権感覚をはぐくむ教育の推進と充実を図り、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人等への差別・偏見など、あらゆる人権問題に対する住民一人ひとりの理解を一層深め、すべての人々がお互いの人権を尊重し支え合いながら生きる共生社会を築いていくことが必要です。

施策の方針

- 差別や偏見がなく、基本的人権が尊重された一人ひとりが大切にされるむらづくりを目指し、学校や職場、地域社会などあらゆる場を通じて人権教育や啓発活動により、人権教育を進めます。

事業の内容

- 人権啓発活動の推進
- 人権教育の充実

男女共同参画社会の形成

現状と課題

- 「男女共同参画社会基本法」により、法律や制度の面での男女平等はほぼ実現されましたが、家事、育児、仕事、介護など男性・女性の負担が偏ったままという状況や、女性に対する人権侵害や犯罪が後を絶たないという状況があります。
- これらの改善を図るためには、一人ひとりの意識改革はもちろん、地域や職場、家庭などの分野で男女共同参画の視点に立った意識啓発を行うなど、体系的な男女共同参画の推進に努める必要があります。

施策の方針

- 「相良村男女共同参画推進基本計画」に則り、あらゆる場における男女共同参画の啓発・推進や、男女ともに健やかに暮らしていくための環境づくりに努めます。

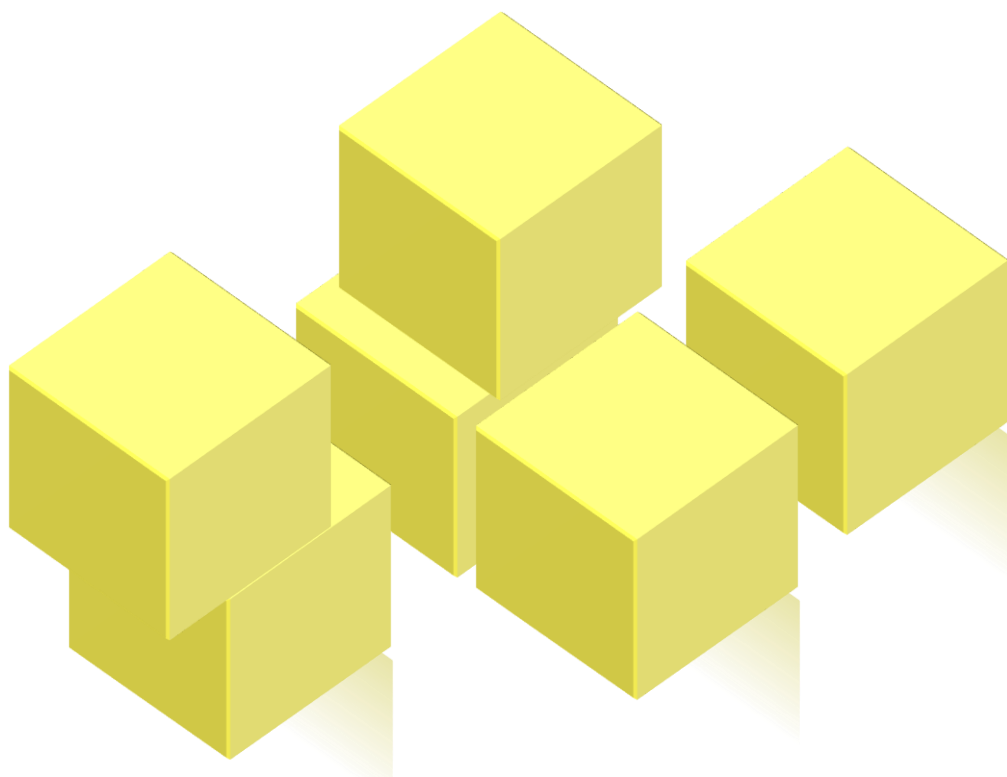
事業の内容

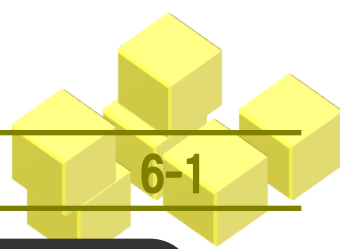
- 男女共同参画意識の啓発
- 男女共同参画に関する講演会・研修会の充実
- 相談体制の充実
- 審議会や村における職員の女性登用促進
- 男女格差のない就労条件の推進
- 保健事業の推進

基本計画

第6章 交通の利便性を活かした産業と交流のむらづくり

- 第1節 地域内外交流の促進
- 第2節 集客交流の展開





第1節 地域内外交流の促進

6-1

地域内外の交流促進

現状と課題

- 本村には各種団体が中心となって開催されるイベントがいくつかあります。また今に伝えられてきた歴史ある伝統的な行事も数多くあり、村内外からたくさんの方が訪れます。
- 魅力ある地域資源は、地域内外の人との交流を活性化させる上でも、また村民の誇りを高めるうえでも重要であり、これからのむらづくりの大きな柱となります。今後も、地域内外の交流により村の活性化が図られるよう、交流活動を積極的に支援していくことが必要です。

施策の方針

- 農山村の魅力を広くアピールし、豊かな地域資源を活かした交流活動の促進に努めます。
- 各種イベントや地域の伝統行事を通じ、住民間の交流を促進し、より一体性のある村を目指します。

事業の内容

- グリーンツーリズムの推進
- 各種団体によるイベントや伝統行事の支援
- 地域資源や特産品の内外へのPR活動

第2節 集客交流の展開

交流活動の促進

現状と課題

- 本村は、「さがら温泉茶湯里」などの交流施設や、国指定重要文化財の十島菅原神社や国指定登録有形文化財のふるさと館などの歴史的・文化的遺産を有し、イベントなどを通じて情報発信に努めています。
- 本村の豊かな自然を守ろうとたくさんのボランティアグループが連携し活動していますが、こうした力はこれからの魅力あるむらづくりに欠かせない力です。ボランティアグループの自主性を高めるとともに、若者を中心としたグループおよびリーダーを育成し、その連携・協力体制を強化していくことが必要です。

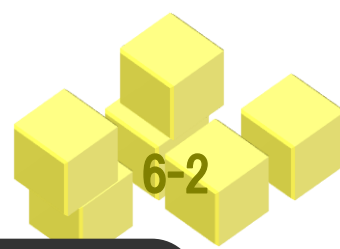
施策の方針

- ガイドブックなどによる地域資源の情報発信を進めるとともに、この村の魅力をさらに高めるためにも、地域づくりに携わる人材の育成を図ることで、訪れた人たちに「おもてなしの心」で迎えることのできる体制づくりに努めます。

事業の内容

○観光協会による活動の促進

○テレビ、情報誌などメディアへの情報発信



集客交流基盤の整備

現状と課題

- 本村では、これまでに「さがら温泉茶湯里」などを交流拠点として整備してきました。いずれも周辺施設と連携した活動の拠点としての役割を担っています。
- 村全体としての魅力を高めていくため、各拠点をネットワークで結び、地域産業や住民との連携を図る一方で、村の自然や観光資源を再確認し、さらなる開発を考える中で、観光協会などを含めた広域的な観光ネットワークづくりが必要です。
- 観光PRの充実を目指すとともに、イベントやガイド情報を発信し、村の知名度を高めることが必要です。村全体が「おもてなしの心」を醸成し、新たな観光資源の開発や広域観光ルートの設定など魅力ある観光の振興に取り組み、村内外からの観光客の誘致を積極的に図ることが必要です。

施策の方針

- 観光協会や商工会と連携し、新たな地域資源の掘り起こしや拠点施設の充実を図るとともに、県や近隣の市町村と連携しながら広域的な観光ネットワークづくりに努めます。

事業の内容

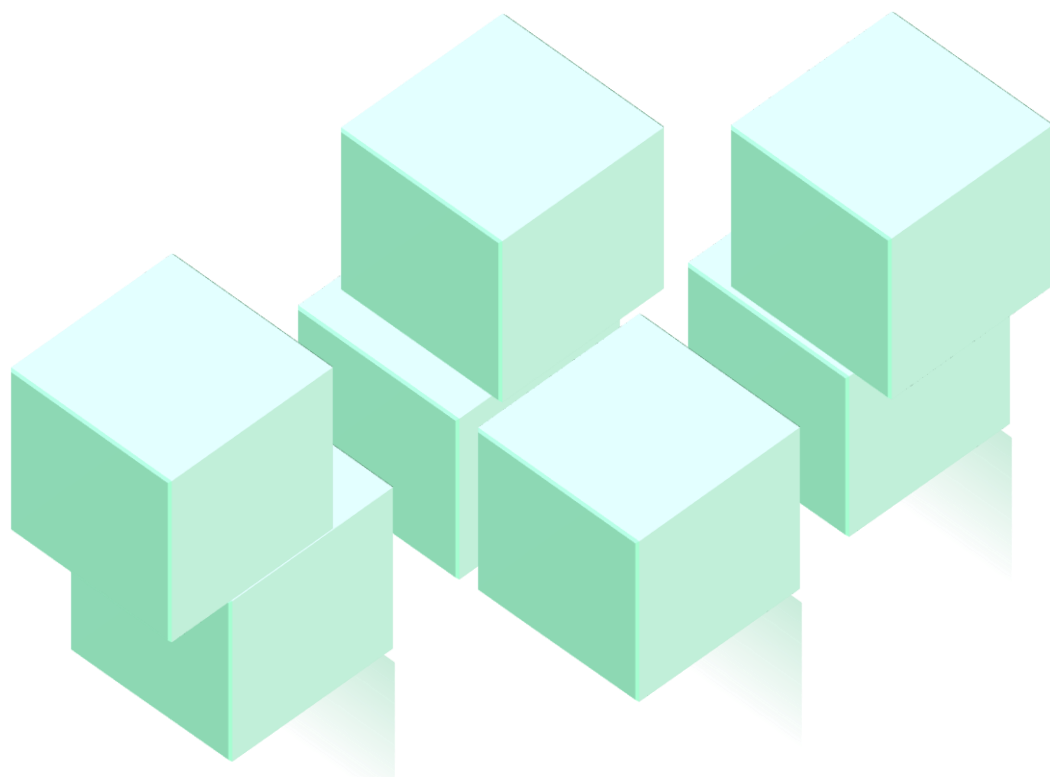
- 他市町村との連携による広域的な観光ネットワークづくり
- 新たな地域資源の掘り起こし

基本計画

第7章

快適な生活を支える基盤づくり

- 第1節 道路・交通網の整備
- 第2節 情報通信網の整備



道路網の整備

現状と課題

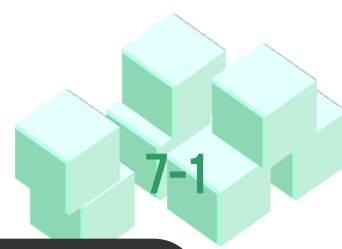
- 道路は地域の産業経済の発展だけでなく、私たちの生活と密接に関わり、人や文化などの交流を促すという意味でもむらづくりの重要な基盤です。本村へのアクセス道路の中で軸となっているのは、九州自動車道と国道445号及び県道33号線等です。
- 国道445号は、交通量の増加にともない交通事故も多発しているため、未改良区間の早期改良が望まれています。また県道については狭い部分も多く、特に前田地区と境田地区を結ぶ県道小枝深水線の橋梁架け替えが急務となっています。生活道路として重要な役割を果たす村道も集落内の部分については旧来からの道が多く、緊急自動車が進入できる幅員を持たないところもあるため、早期の整備が望まれています。また、交通安全の面からも安全性の高い道路整備を進めていくことが必要です。

施策の方針

- 国道、県道の整備拡充を促すとともに、幹線道路を中心とした村道整備を進めることで、安全性や利便性、ユニバーサルデザインに配慮した道路網整備に努めます。

事業の内容

- 国道の整備促進
- 県道の整備促進
- 村道の拡幅、改良整備
- 村道における交通安全施設整備
- 集落道路の拡幅、改良整備



交通網の整備

現状と課題

- 本村における公共交通機関は、くまがわ鉄道、産交の路線バスがあり、主に通勤や通学、自家用車を利用できない高齢者に利用されていますが、年々乗降客が減少しているのが現状です。
- 小学校、中学校の通学者の交通手段としては、スクールバスを運行することで、交通手段の確保が図られています。
- 地域内での交通格差は解消されていますが、利用者数も少ないことから、公共交通機関と連携した新たな交通体系を築くなど、より利用が期待できる環境をつくることで、生活路線としてのバス路線の維持を図ることが必要です。

施策の方針

- 人や環境にやさしい交通体系の実現を目指し、高齢者や子どもの移動手段の確保を図るなど、村民のニーズにあった路線バスの運行に努めます。
- 地域における公共交通の重要性を周知し、関係機関と積極的に連携することで、利便性の向上に努めます。

事業の内容

- 地域公共交通の活性化
- 産交バスとの連携
- スクールバス運行の充実

地域情報化の推進

現状と課題

- 情報通信技術（IT）の進歩は、世界的規模で社会・経済活動に大きな変化をもたらし、日常の住民生活にも情報通信技術の活用が不可欠になっています。
- 本村では情報提供の手段として防災行政無線やインターネットのホームページなどを活用していますが、これからのデジタル化の時代に対応した環境の整備が必要です。
- 電算化ならびに各種情報システムの統業務の電算化合整備により、住民サービスの向上、行政事務の効率化に一定の成果が得られていますが、さらなる高度情報化に対応した人材の確保、個人情報等の取扱い方など、新たな課題への対応が必要です。

施策の方針

- 高速・大容量の情報通信網を活用した多種多様な情報の提供やコミュニケーションが可能となる環境整備に努める一方で、保持する情報の管理など課題の解消に努めます。

事業の内容

- デジタル化に対応した各種情報手段の拡充
- 高度情報化に対応した人材の育成・確保
- 事務の効率化を目指した電算化の推進
- セキュリティポリシーに基づく情報保護の徹底

資料編

総合計画策定に係る村民アンケート結果

【調査対象】1,664世帯 【回収数】1,029世帯 【回収率】64.96%

問1. あなたの職業について、選んでください。

1. 商・工・サービス業等の自営業、会社役員【14.97%】
2. 農林水産業(従事者も含む)【18.27%】
3. 会社員、公務員、組合等の団体職員【24.59%】
4. パートタイマー、アルバイト【7.87%】
5. 家事専業【7.48%】
6. 学生【0.58%】
7. 無職【19.05%】
8. その他()【3.01%】

問2. あなたのお住まいの地区について、選んでください。

1. 四 浦【19.05%】
2. 川 辺【24.49%】
3. 深 水【17.88%】
4. 柳 瀬【35.57%】

問3. あなたの通勤・通学地はどの地域になりますか。

1. 村内【30.52%】
2. 人吉市・球磨郡内【31.78%】
3. 人吉市・球磨郡外(県外を除く)【5.34%】
4. 県外【1.85%】
5. なし【23.23%】

問4. 相良村に住むようになって何年になりますか。

1. 1年未満【1.55%】
2. 1～5年未満【3.40%】
3. 5～10年未満【4.28%】
4. 10年～20年未満【10.01%】
5. 20年以上【76.38%】

問5. 相良村に住むようになったきっかけは何ですか。

1. 相良村で生まれたから【54.03%】
2. 自分または家族の転勤のため【3.21%】
3. 就職・進学のため【1.85%】
4. 結婚・就職のため【16.62%】
5. 家を購入したため【12.24%】
6. その他()【6.96%】

問6. 相良村の住み心地はどうか。

1. 非常に住みやすい【6.22%】
2. 住みやすい【37.71%】
3. なんともない【41.69%】
4. 住みにくい【7.58%】
5. 非常に住みにくい【3.30%】

問7. 相良村に今後も住み続けたいと思いますか。

1. 今いる地区で住み続けたい【58.50%】
2. 村内の他の地域に住みたい【3.40%】
3. なんともない【26.82%】
4. 住み続けたいが転出しなければならない【1.17%】
5. 転出したい【4.08%】

問8. 食料品、日用雑貨等の身の周り品は、主にどこで買い物しますか。(どれか一つ)

1. 村内の商店【14.87%】
2. 人吉市、球磨郡内の商店【76.19%】
3. 人吉市、球磨郡外の商店【3.98%】
4. 移動販売車、通信販売【0.68%】
5. その他()【0.10%】

問9. 衣料品、電化製品等の耐久消費財は主にどこで買い物しますか。(どれか一つ)

1. 村内の商店【1.94%】
2. 人吉市、球磨郡内の商店【84.26%】
3. 人吉市、球磨郡外の商店【7.58%】
4. 移動販売車、通信販売【0.97%】
5. その他()【0.39%】

問10. 病気の時診察や通院をする医療機関は主にどこですか。(どれか一つ)

1. 村内【18.37%】
2. 人吉市、球磨郡内【71.62%】
3. 人吉市、球磨郡外【5.05%】
4. その他()【0.19%】

問11. 買物や医療機関への、交通手段は主に何を利用しますか。(どれか一つ)

1. 徒歩【1.36%】
2. 自転車【3.89%】
3. 自家用車(バイク含む)【82.31%】
4. バス【5.64%】
5. 鉄道【0.19%】
6. タクシー【1.36%】
7. その他()【0.87%】

問12. あなたが、相良村で暮らすうえでの満足度と今後の村の取り組みとしての重要度について、それぞれ当てはまるものを選んでください。

- (1)自然が守り保たれている
【満足度:満足 18.56% 普通 64.43% 不満 7.29%】
【重要度:高い 24.68% 普通 47.33% 低い 8.16%】
- (2)働きがいのある職場がある
【満足度:満足 3.50% 普通 20.41% 不満 60.06%】
【重要度:高い 28.96% 普通 17.49% 低い 33.82%】
- (3)文化施設やスポーツ施設が充実している
【満足度:満足 8.55% 普通 56.85% 不満 22.06%】
【重要度:高い 12.15% 普通 51.31% 低い 16.33%】
- (4)子どもの生活環境が整っている
【満足度:満足 3.40% 普通 57.63% 不満 24.59%】
【重要度:高い 21.19% 普通 42.76% 低い 16.13%】
- (5)バスや鉄道などの交通の便がよい
【満足度:満足 4.37% 普通 38.10% 不満 44.70%】
【重要度:高い 15.45% 普通 41.89% 低い 22.93%】
- (6)歩道の広さや段差解消などのバリアフリー化が進んでいる
【満足度:満足 3.60% 普通 37.41% 不満 45.58%】
【重要度:高い 21.19% 普通 36.64% 低い 22.64%】
- (7)医療機関が充実している
【満足度:満足 6.03% 普通 42.27% 不満 39.94%】
【重要度:高い 25.85% 普通 34.99% 低い 19.73%】
- (8)福祉サービスが充実している
【満足度:満足 8.94% 普通 56.37% 不満 21.19%】
【重要度:高い 24.59% 普通 42.57% 低い 12.24%】
- (9)公園や自然とふれあう場が整備されている
【満足度:満足 5.54% 普通 47.62% 不満 34.21%】
【重要度:高い 14.87% 普通 46.74% 低い 19.34%】
- (10)住民の人情が厚い
【満足度:満足 10.69% 普通 66.18% 不満 12.05%】
【重要度:高い 14.87% 普通 56.07% 低い 10.01%】
- (11)治安がよい
【満足度:満足 14.87% 普通 65.60% 不満 8.55%】
【重要度:高い 20.99% 普通 51.60% 低い 7.97%】
- (12)美しい景観が保たれている
【満足度:満足 14.09% 普通 62.88% 不満 12.15%】
【重要度:高い 17.78% 普通 52.48% 低い 10.40%】
- (13)静かで落ち着いた雰囲気がある
【満足度:満足 19.14% 普通 59.28% 不満 9.91%】
【重要度:高い 15.94% 普通 55.88% 低い 9.04%】

(14)活気がある

【満足度:満足 1.94% 普通 38.58% 不満 47.23%】

【重要度:高い 18.37% 普通 38.39% 低い 24.39%】

(15)災害に対して安全である

【満足度:満足 4.86% 普通 48.88% 不満 34.50%】

【重要度:高い 27.31% 普通 35.86% 低い 16.52%】

(16)その他()

【満足度:満足 0.10% 普通 2.24% 不満 2.82%】

【重要度:高い 2.43% 普通 1.46% 低い 0.39%】

問13. 今後の村政においてハード面とソフト面に分けた場合にどちらに力を入れるべきとおもいますか。

1. ハード面に力を入れるべき【9.23%】
2. どちらかというとうハード面に力を入れるべき【11.27%】
3. どちらかというとうソフト面に力を入れるべき【31.49%】
4. ソフト面に力を入れるべき【26.63%】
5. わからない【12.73%】

問14. これからのむらづくりをすすめる場合に特にどのような施策が必要だと思えますか。二つ選んでください。

(1)生活環境について

1. 災害に対する備えの充実【21.72%】
2. 街灯の設置など安心安全なむらづくり【16.03%】
3. 景観保全や公園・緑地の整備充実【7.34%】
4. ごみの資源化や不法投棄の防止および騒音や悪臭など公害対策の強化【10.20%】
5. 定住促進のための村営住宅等の供給【8.36%】
6. 子供や高齢者のための公共施設のバリアフリー化の促進【14.14%】
7. その他、具体的に()【1.36%】

(2)福祉の充実について

1. 少子化対策として母子保健の充実および子育て支援・延長保育等の事業推進【17.54%】
2. 高齢者のための福祉サービスや社会福祉施設の充実【21.72%】
3. 障がい者(児)の社会復帰や自立を支援するための福祉サービスの充実【3.45%】
4. 一人一人の人権を尊重する男女共同参画社会の実現【6.32%】
5. 女性や児童に対する虐待防止のための施策の強化【1.85%】
6. 村民の生命と健康を守るための地域医療・緊急医療体制の強化【24.59%】
7. その他、具体的に()【0.53%】

(3) 商工・労働および観光の推進について

1. 村内での消費拡大と地場産業育成のための振興事業の推進【16.38%】
2. 村民の所得向上のための雇用対策の充実【24.05%】
3. 企業や研究所などの誘致および育成【13.80%】
4. 特産品等を販売する茶湯里温泉の物産館等の整備および充実【5.49%】
5. 郡内、村内の観光資源をいかした新たな観光ルート設定や体験交流型観光の推進【11.52%】
6. インターネットの活用やマスコミとの連携による観光情報発信の強化【3.35%】
7. その他、具体的に()【0.39%】

(4) 農林水産業の振興について

1. 地域ブランド確立のための技術の開発および普及【11.86%】
2. 食糧自給率向上のための農地保全(遊休地対策や農道・水路の維持管理等)【19.78%】
3. 山林の手入れ(除間伐や作業道整備、有害鳥獣の駆除)の強化【9.86%】
4. 農林水産業の自立を支援のための担い手や後継者の育成事業の推進【15.40%】
5. 農林水産物の流通を促進するための情報提供や宣伝活動の強化【8.75%】
6. グリーンツーリズムや学校給食を活用した地場産業育成事業の推進【7.43%】
7. その他、具体的に()【0.53%】

(5) 交通基盤、通信体系の整備について

1. 幹線道路および生活に密着した道路の整備【15.74%】
2. 児童や高齢者のための歩車道の整備【20.65%】
3. バス通行網の維持【7.87%】
4. 既存バス路線外の地域での福祉バス・福祉タクシーの創設【13.02%】
5. 村内全地域でのインターネット(光回線)の整備【7.43%】
6. 四浦地区など携帯電話不通地域のアンテナ設置の推進【7.19%】
7. その他、具体的に()【0.63%】

(6) 文化、教育、レクリエーション活動について

1. 人権同和教育の推進【5.98%】
2. 学校教育の内容および施設の充実【17.30%】
3. スポーツ団体や指導者の育成と各種スポーツ大会などの充実【6.95%】
4. 文化芸術活動の支援および地域伝統芸能の保存・後継者育成の支援強化【9.77%】
5. 村内の文化財の保護および教育・観光面での積極的な活用【16.42%】
6. 既存の各種施設の利用率向上のための施設整備【10.01%】
7. 音楽、美術、伝統芸能などの村内行事の充実【3.45%】
8. その他、具体的に()【0.34%】

(7)行財政運営について

1. 住民の村政参画を推進し、村民の声を反映させる機会の充実【15.06%】
2. 行政評価の推進と役場職員の意識改革、能力開発を行い、行政サービスの質を高める【24.44%】
3. 広報紙・ホームページの充実【1.70%】
4. 行政の効率化と歳出削減を図るため、外部委託や指定管理者制度を活用する【9.43%】
5. 住民の要望に迅速に応えられる組織づくり【18.66%】
6. その他 具体的に()【0.73%】

問15. あなたが住んでみたいと思う村の姿を次の中から、あてはまるものを選んでください。(三つ選んでください)

1. 日々の暮らしや景観に文化性を感じるむら【2.27%】
2. 余暇の過ごし方が多様で、楽しさがあふれるむら【5.41%】
3. 山や川などの自然環境を大切にすむら【13.38%】
4. 人々のふれあいがあり、住民主体となった地域づくりのむら【7.58%】
5. 個性を尊重し多様なライフスタイルが実現できるむら【2.62%】
6. だれでも村内を自由に移動できる利便性の高いむら【2.17%】
7. ごみや公害のない清潔・快適なむら【5.60%】
8. 計画的な開発の誘導や定住の促進など人口増加に取り組むむら【5.41%】
9. 治安がよく、交通事故や犯罪も少なく、安心して暮らせるむら【10.92%】
10. 医療や福祉が充実し、子どもや高齢者、障害者にやさしい福祉のむら【12.24%】
11. 地域で子どもを守り育てるむら【3.27%】
12. 学校教育が整い、教育環境が整ったむら【2.79%】
13. 文化・スポーツ活動など生涯学習の環境が整ったむら【1.94%】
14. 歴史資料や伝統文化を大切にし、また活かすむら【0.84%】
15. 農林水産業と地産地消が盛んなむら【6.93%】
16. 土地利用が計画的に行われているむら【2.27%】
17. その他 具体的に()【0.10%】

問16. 村政全般についての関心についておたずねします。

1. 村政にとっても関心がある【37.32%】
2. 村政に少しは関心がある【37.22%】
3. 村政にあまり関心がない【11.76%】
4. 村政に全く関心がない【3.30%】

問17. 村の提供する情報や村政について取り組んでいることを選んでください。

- (1)新聞等を通じて村政について関心を持つようにしている
【よくしている 38.68% たまにしている 32.75% あまりしていない 12.34% していない 4.18%】
- (2)村の回覧、広報紙等の配布物を読んでいる
【よくしている 63.36% たまにしている 18.56% あまりしていない 4.57% していない 1.65%】
- (3)ホームページを見ている
【よくしている 4.28% たまにしている 9.04% あまりしていない 12.63% していない 55.59%】

(4)電話、手紙、電子メールなどを通じて村政に意見・提案している

【よくしている 1.17% たまにしている 4.76% あまりしていない 9.33% していない 66.67%】

(5)議会活動に関心を持つようにしている

【よくしている 19.24% たまにしている 23.91% あまりしていない 21.96% していない 18.37%】

問18. 村政のあり方について、あなたの意見に一番近いものを選んでください。

1. 様々な機会に村民に意見を求め、村政に反映すべきである【29.64%】
2. 重要事項については村民に意見を求め、村政に反映すべきである【48.40%】
3. 責任をもって村政を運営すべきであり、村民に意見を求めるといった負担を強いるべきではない【12.54%】
4. その他 ()【1.17%】

問19. 住民が主体のむらづくりを進めていくために、むらづくりに関する活動にどの程度参加したいですか。

1. 積極的に参加し、意見や提案をしたい【8.36%】
2. 機会があれば参加し、意見や提案をしたい【33.92%】
3. 場合によっては参加したい【36.93%】
4. 参加する意欲はない【5.83%】
5. わからない【5.64%】

問20. 住民の皆さんが積極的にむらづくりにかかわれるようするために、行政はどのようなことをすべきと思いますか。(二つ選んでください。)

1. 広報などによる情報の提供【19.83%】
2. むらづくり活動の場や機会の提供【17.20%】
3. 地域や団体などに対する活動支援【14.19%】
4. 住民主体のむらづくりのための条例や仕組みづくり【12.15%】
5. 地域の活動拠点の充実【8.99%】
6. むらづくりに関する学習機会の提供【5.73%】
7. その他 ()【0.44%】

用語解説

あ行

■I・J・Uターン

都市に居住する人が、卒業、就職、転職などを機会に、故郷(Uターン)や故郷に近い地方(Jターン)、あるいは自分の出身地以外の地方(Iターン)へ居住を移すことをいいます。

■IT

一般に情報通信技術と訳されます。具体的には、大型コンピューターからパソコンまで含めたハードウェア。それらのコンピューターで使うソフトウェア。あるいは、それらを組み合わせてシステムを構築すること。それと、情報通信の技術や設備など。さらに、こうした技術を使うノウハウまで含めることも多くあります。

■生きがい活動支援通所事業

高齢者福祉施設等へ通所し、日常生活動作訓練等の各種サービスを提供することによって、生きがいのある生活を支援する事業。

■一部事務組合

複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織で、地方自治法284条2項により設けられる。特別地方公共団体である地方公共団体の組合の1つ。

■インターネット

世界中の大学、政府組織、企業などのデータ通信のシステムを相互に接続した大規模なコンピューターのネットワーク。個人でも、パソコンから電話回線などで接続し、様々な情報の送受信が可能になっています。

■ALT

(Assistant Language Teacher)

外国語指導助手 小・中学校などで外国語を教える外国人講師。

■NPO

民間非営利組織。行政・企業から独立して、医療・福祉・平和・人権・教育など、幅広い分野の社会活動に従事する組織・団体。

か行

■核家族

夫婦(とその未婚の子)だけで構成される家族。

■環境保全型農業

農林水産省が提示した新たな農業発展の方向。「環境保全型農業推進の基本的考え方」には、「農業のもつ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農業の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されています。

■義務的経費

歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できない経費をいい、極めて硬直性の強い経費です。一般に、人件費、扶助費、公債費の合計をいいます。

■グループホーム

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

■ケアホーム

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

■後期高齢者医療制度

75歳以上の後期高齢者については、独立した保制度として、その心身の特性や生活実態等を踏まえ、2008年4月から県内のすべての市町村が加入する広域連合により、保険料決定・賦課決定・医療費の給付を行う制度。

■高次医療機関

健康管理や初期医療などを担う診療所等のかかりつけ医を一次医療機関というのに対し、より高度で専門的な医療機関である二次・三次医療機関を指す。高度な検査機器や入院治療機能を持つ病院を二次医療機関、一次・二次医療機関で対応するのが困難な高度で特殊な医療機能を有する医療機関を三次医療機関とい

ます。

■高齢化率

総人口のうち、65歳以上の高齢者の占める割合。

■国民保護法

武力行使から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小限にするため、避難・救援・武力攻撃災害への対処などの措置を規定した法律。

■コミュニティセンター

地域社会の中心となる交流施設。

さ行

■自主防災組織

地域住民が、「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織で、平常時には、防災組織の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備を行います。また、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出援護、避難誘導などの活動を行います。自主防災組織率は、総世帯数に対して、自主防災組織が組織されている地域の世帯数の割合です。

■住民自治

地方の運営は、その地方の住民の意思によって行われるべきという概念。

■指定管理者制度

2003年9月に施行された地方自治法の改正により新たに導入された制度であり、「公の施設」の管理・運営について、直営のほか、これまで政令で定めた出資法人等に限定していたものを、株式会社など民間事業者でも行うことができるようにされたもの。

■小規模作業所

障がい者を対象とした通所施設で、職員指導により社会生活に必要な技能・知識を習得し、社会参加と自立に向けて支援を行います。

■シルバー人材センター

一定地域に居住する定年退職者などを会員として、その希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保、提供することを目的として設立された知事指定の公益法人。

■新エネルギー

資源の制約が少なく、環境負荷の小さいクリーンなエネルギーのことで、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電などのほか、クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション(発電併給)、燃料電池を含みます。

■スクールカウンセラー

学校における相談機能の充実を図るため、学校に配置している臨床心理士等をいい、児童生徒の心のケアや教職員及び保護者に対する助言・援助などを行うカウンセリングに関する専門家。

■生活習慣病

心臓病、高血圧症、糖尿病、癌、高脂血症など、バランスを欠いた食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気。従来は成人病と呼ばれていました。

■総合型地域スポーツクラブ

地域のだれもが参加でき、生涯を通じて継続的にスポーツを楽しめる、地域に根ざした自主運営型のスポーツクラブ。

た行

■第1次産業

自然に働きかけて採取を行う産業(農業・牧畜業・林業・水産業・狩猟業)。

■第2次産業

地下資源の採取。または(第一次産業が生産した)材料を加工して工業製品をつくる産業。[鉱業・工業・建設業の総称で、自然からとれたもの(原料)を加工して、人間生活に役だつものにかえる産業]。

■第3次産業

第一次産業にも第二次産業にも分類されない産業。情報・知識を集約する点に特徴があります。商業・運輸通信業・金融保険業・医療福祉・公務・自由業その他のサービス業の総称。人間の生活や生産活動を助ける産業で、これからの情報化社会では中心的な役割が期待されています。

■男女共同参画社会

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野(家庭、学校、職場、地域など)における活動に参画し、共に責任を担う社会のこと。

■地域福祉

子どもから高齢者まで、男性も女性も、障がいのある人もない人も、全ての人が、人としての尊厳を持って、住み慣れた家庭や地域の中で、安心してその人らしい自立した日常生活が送られるようなユニバーサルデザインの考え方を基本に、地域住民・社会福祉事業者・ボランティア・NPO法人・行政等が協働して、「共に生きる社会づくり」を進めること。

■地域包括支援センター

高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止など様々な問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを3種の専門職種(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー)が担う地域包括ケアの中核機関で、各市町村に設置が義務づけられた相談援助機関。

■地球温暖化

大気中に含まれる微量の温室効果ガス(二酸化炭素、メタン等)は、地表の温度を生物の生存に適した温度に保つ効果がありますが、この濃度が高くなることにより、気温が上昇する現象のこと。このことにより、人間をはじめとした生態系に深刻な影響が及ぶおそれがあります。

■地産地消

地元産の農林水産物を地元で消費することにとどまらず、地域の食への理解を深めたり農作業等を体験することなどを通じて、地域住民が、自分たちの生活や地域のあり方などを見つめ直すこと。

■地方分権

国全体の行政機能は、中央政府と地方政府(地方公共団体)が分有するが、地方公共団体に地方自治の主体として、できるだけ多くの権限を委譲すること。1999年7月には、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が公布されました。

■中山間地域

山林や傾斜地が多く、地理的、社会的条件が不利な地域で、地域の産業基盤や生活基盤の整備が比較的遅れている地域。

■適応指導教室

不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するため、県や市町村の教育委員会が学校外に設置する施設。カウンセリング、学習・体験活動、集団生活への適応指導等を組織的、計画的に行います。

な行

■ニーズ

必要性、要求。

■認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営を発展させていこうとする意欲ある農業者などに対して、総合的な支援をしていく制度の対象農業者などをいいます。認定は、市町村が行います。

■ネットワーク

道路網・回線網など、鉄道・架線などの網状のもの。ラジオ・テレビなどの放送網。コンピューターなどの通信網または回路網。

■農地・水・環境保全向上対策

農地・農業用水等の資源や環境は、国民共有の財産であり、これらの子や孫の世代に良好な状態で引き継いでいくことが必要で、農業者だけでなく地域住民などが一丸となって、資源の良好な保全や環境の向上を図るための取り組み。

は行

■パブリックコメント

国の制度としての正式名は「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」という。通称名である「パブリック・コメント(手続)」の意味は、行政が政策や計画等を立案するにあたり、募集する住民意見そのもので、住民意見を汲み取って政策決定に反映させる機会を持たせる制度のことを指します。

■バリアフリー

障害のある人も地域の中で普通に暮らせる社会づくりを目指すノーマライゼーションの理念に基づいて、身体的・精神的な障害(バリア)を取り除こうという考え方。

■ホームページ

個人や団体、企業などがインターネットに開設し、持っている情報を常時提供できるようにしたもの。

■放課後子ども教室

文部科学省と厚生労働省が連携して実施する「放課後子どもプラン」の内の1つの事業。全小学生を対象に、休日や放課後に子どもの安全で健やかな居場所を確保し、勉強やスポーツ、文化活動をはじめとする体験活動や、地域住民との交流などを行うもの。

■放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している低学年児童に対し、授業の終了後に児童館・児童センターのほか、保育園や学校の空き教室、団地の集会所などの身近な社会資源を利用して、その育成や指導、遊びによる発達の助長などのサービスを行うもの。

■ボランティア

自らの意思であり、見返りを期待しない社会的貢献をいいます。生きがいや自己実現のためにボランティア活動を志向する人が増えており、福祉、環境、防災、交流など多様な場面での活動が期待されます。

ま行

■マルチメディア

情報を伝達するメディアが多様になる状態。また、コンピューターで文字や音声、画像などのメディアを複合し一元的に扱うこと。

や行

■ユニバーサルデザイン

だれもが利用できるような製品、建物や環境のデザインを意味しますが、今日では「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といったより広い概念として使われています。

ら行

■リサイクル

廃品や資源の再利用。

■リデュース

廃棄物の発生抑制。(ごみを出さないこと)

■リユース

再利用。(いったん使用された製品を回収し、必要に応じて適正な処理を施しつつ、再使用すること)

■レセプト点検

診療報酬請求明細書の内容の点検。

■ローリング

長期の事業計画の実施過程において、計画と実績を毎年チェックし、計画的な目標達成を図ること。

○歴代村長

年次	氏名
昭和31.9～	橋口勝利
昭和46.9～	緒方民夫
昭和56.11～	高岡隆盛
平成13.11～	矢上雅義
平成20.3～	徳田正臣

○歴代議長

年次	氏名
昭和31.9～	有瀬武雄
昭和32.5～	阿川上
昭和36.5～	江口福治
昭和40.5～	永島道人
昭和44.5～	高岡隆盛
昭和46.5～	矢上昭次郎
昭和48.5～	山下廣
昭和52.5～	溝口義孝
昭和56.5～	中村喜一郎
昭和60.5～	上原勇作
平成元.5～	堀川金泰
平成4.8～	恒松新
平成9.5～	豊福寅熊
平成13.5～	堀川金泰
平成16.4～	桑原親男
平成16.6～	大土手良助
平成17.5～	横山良継

○歴代副議長

年次	氏名
昭和31.9～	竹野巖
昭和36.5～	池田武
昭和40.5～	稻富克己
昭和44.5～	大塚智
昭和48.5～	溝口義孝
昭和52.5～	中村喜一郎
昭和56.5～	坂本智
昭和60.5～	堀川金泰
昭和63.5～	西利光
平成元.5～	恒松新
平成4.8～	福田輝雄
平成8.7～	新堀澄春
平成9.5～	綱木國暉
平成13.5～	桑原親男
平成16.4～	大土手良助
平成16.6～	山村富一
平成17.5～	小村仁
平成17.11～	小善満子

相良村の年表

年	西暦	月	内 容
安永3年	1774		柳瀬村：181戸 1,103人 深水村：52戸 467人 川辺村：194戸 1,504人 四浦村：241戸 1,358人 合 計：668戸 4,432人
明治8年	1875		柳瀬村：223戸 1,063人 深水村：101戸 499人 川辺村：277戸 1,327人 四浦村：307戸 1,471人 合 計：668戸 4,360人
昭和31年	1956	9 10	川村、四浦村が合併し、相良村誕生（9月1日） 村の面積94.78k㎡ 人口8,926人 相良村初代村長 橋口勝利氏就任 10月1日現在人口 川 村：男2,897人 女2,974人 計5,872人 四浦村：男1,465人 女1,473人 計2,938人 合 計： 4,362人 4,447人 8,809人
昭和32年	1957	4	合併後初の村議会議員選挙 議員18名決定
昭和34年	1959	3	相良村公民館報「さがら」第1号発行
昭和36年	1961	4 5 10	野原分校相良村立野原小学校となる 相良村最初の老人クラブ「永江老人クラブ」誕生 村道平原十島線完成 柳瀬西溝コンクリート三方張り工事完成
昭和38年	1963	8	川辺川大洪水
昭和39年	1964	4 8	高原台地に灌漑用水及び飲料用水道完成 台風14号被害
昭和40年	1965	7	集中豪雨による大災害
昭和41年	1966	3 12	相良農協、相良第一農協合併し相良村農協発足 相良村商工会設立
昭和43年	1968	5	相良村児童館と老人憩いの家落成
昭和44年	1969	7 8	棚葉瀬団地圃場整備事業揚水工事完成 高原土地改良区開田竣工
昭和46年	1971	8 9 10	台風19号来襲 相良村の村章決定 地域集団電話開始

年	西暦	月	内 容
昭和47年	1972	2 4 12	四浦田代に生活改善センター完成 人吉下球磨消防組合設立 相良村文化財保護委員会発足
昭和48年	1973	3	相良北小学校体育館落成
昭和49年	1974	11	相良南小学校創立百周年記念式典
昭和50年	1975	11	相良北小学校創立百周年記念式典
昭和51年	1976	4	権現橋完成
昭和52年	1977	2 4 9	川辺大橋（旧永江橋）完成 深山橋完成 相良村にゴルフ場オープン
昭和53年	1978	1 10	川局と四浦局の電話ダイヤル化 相良村役場新庁舎落成
昭和54年	1979	11	県町村大会で相良村が自治優良村表彰を受ける
昭和55年	1980	3 5 12	新柳瀬橋完成 木綿葉橋完成 交通事故撲滅大会開かれる
昭和56年	1981	3 4 11	相良北中学校校舎・屋内・屋外運動場落成 運動公園に夜間照明（ナイター）施設完成 「さがら音頭」レコード盤完成
昭和57年	1982	7	集中豪雨被災
昭和58年	1983	8	相良北中学校男子バレーボール部全国大会出場
昭和59年	1984	3	相良南中学校体育館落成
昭和60年	1985	2 3	村議会議員定数16名から14名へ2名削減 特別養護老人ホーム「川辺川園」開園 広域基幹林道「夜狩尾線」（県営）完成
昭和61年	1986	11	住みよい村づくりを目指し5項目の「村民憲章」発表
平成元年	1989	3	相良南小学校改築工事完成 川辺分校、柳瀬分校本校に統合される
平成2年	1990	3 4 12	川辺地区構造改善センター落成 老人福祉法人「デイ・サービスセンター」完成 相良村文化協会設立 夫婦橋完成

年	西暦	月	内 容
平成3年	1991	2 3	相良村総合体育館落成 柳瀬地区構造改善センター落成
平成4年	1992	3 10	山本神社（深水）県内最古の神社建築と判明 相良村在宅福祉事業推進の功勞で厚生大臣表彰を受ける
平成5年	1993	10	全国茶品評会で相良村が産地賞受賞
平成6年	1994	3 4 7 10 11	野原小学校廃校 児童館並びに老人憩いの家廃止 相良村誌第一巻「或村の近世史」発行 十島菅原神社国の重要文化財に指定 大規模林道菊池人吉線の相良村～五木村区間（28.3km） 開通式 村道大谷初神線の大神橋開通式
平成7年	1995	3 7 8	深水簡易水道竣工 相良村四浦支所が相良村四浦出張所に変更 住民基本台帳が電算化される
平成8年	1996	1	鮎の中間育成施設完成
平成9年	1997	3 4	大谷地区圃場整備事業 「ふれあいリフレ茶湯里」オープン
平成10年	1998	1	川辺地区簡易水道施設完成
平成11年	1999	10	第54回国民体育大会「くまもと未来国体」開催 （成年女子9人制バレーボール競技）
平成12年	2000	3 11	村道前田松馬場線の相良橋開通式 十島菅原神社が竣工 411年前の姿へ修復される
平成13年	2001	3 8	村道西原線及び永江瀬馳線開通 林道小谷椎葉線（1,890m）開設 全国高等学校総合体育大会「新世紀総体」開催 （女子バレーボール競技）
平成14年	2002	3 6 11	平川地区圃場整備事業完成 初神地区圃場整備事業完成 晴山地区圃場整備事業完成 北小学校3年生制作「お茶からながめるふるさと四浦」が 第8回マイタウンマップコンクールで農林水産大臣賞受賞 相良南中学校プール完成 人吉下球磨合併任意協議会設立（人吉市と相良村）

年	西暦	月	内 容
平成15年	2003	3	柳瀬地区簡易水道施設完成 柳瀬西工区圃場整備事業完成
		4	人吉・相良合併協議会設立 相良北・相良南中学校が統合し「相良中学校」が開校
		7	人吉・相良合併協議会解散 相良北小学校建築工事完成（北中学校跡）
平成16年	2004	3	柳瀬東工区圃場整備事業完成
		8	台風16号被災（村内全地区に避難勧告）
		9	台風18号被災
平成17年	2005	6	北小学校プール完成
		9	台風14号被災
平成18年	2006	4	川辺川河川敷にて不発弾発見 自衛隊の処理班により処理される
		7	集中豪雨被災（川村飛行場用水路が境田と上園で決壊）
		10	合併50周年式典開催
平成19年	2007	3	村立四浦保育所あざみ園を廃止 社会福祉法人なつめ福祉会が「四浦保育所あざみ園」として引き継ぐ
平成20年	2008	3	農業集落排水施設竣工

第5次相良村総合計画 第1期基本計画

【発行】平成21年3月

相良村

〒868-8501 熊本県球磨郡相良村大字深水2500-1

<http://www.vill.sagara.lg.jp>

【編集】相良村役場 総務課 企画財政係

TEL 0966-35-1030 FAX 0966-35-0011

E-mail soumu@vill.sagara.lg.jp
